

给水装置工事施工基準

伊勢崎市上下水道局

はじめに

給水装置工事主任技術者の役割

給水装置工事の適正な施工を確保するためには、給水装置工事についての十分な知識と技術を有する主任技術者が事業活動の本拠である、調査段階から検査段階に至る、一連の業務の職務を誠実に行う必要がある。

主任技術者は、給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事技術等についての専門的な知識と技能を有していることが必要である。これらの知識と技能としては、給水装置工事の現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事の竣工検査等の各段階において必要となる知識、技能はもとより、水道の供給規程に基づき水道事業者が定めている工事内容審査などの工事施工に先立つ手続きを確実に実施するために必要な知識、技能等多岐にわたる。

このことから、主任技術者は日頃から、技術や材料に関する知識、関係法令等の知識を習得するための努力を行うことが求められる。

- (1)主任技術者は、給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する者の指導監督を行うなどの業務を行う。
- (2)主任技術者は、給水装置工事の適正を確保するための技術力の要としての役割を果たすため、給水装置の構造・材質や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (3)主任技術者は、調査・計画・施工・検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- (4)主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況・工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続きなどを熟知していなければならない。
- (5)主任技術者は、新技術・新材料に関する知識の習得や、関係法令や条例等の制定、改廃についての情報を得、これらの知識を習得するための努力が必要である。
- (6)主任技術者は、配管工などの従業員等に対して給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

目 次

工事内容の区分	1
給水装置工事申込における関係添付書類	2
給水管の口径決定について	3
水栓数によるメーター口径決定表	4
給水装置工事の申込書等の作成及び施工	5～13
配水管から水道メーターボックスまでの給水材料	14
給水装置工事標準図・給水装置工事設計書記入例	15～18
アパート・ハイツ等の逆止弁及びメーター設置標準図	19
アパート・ハイツメーター周り詳細図	20
給水工事における掘削小穴	21～22
道路工事現場における標示施設等の設置基準	23～24
給水取出し工事写真撮影要領	25～26
給水工事検査について	27
耐圧テストポンプの掛け方（一次側）	28
耐圧試験写真撮影要領	29～30
受水槽設備について	31～37
水路（開渠）を横断する場合の上越し、下越しの基準について	38～39
給水装置工事フロー図	40
事前調査項目	41
給水装置等表示一覧	42～43
水道給水装置工事申込書（公道分新設記入例）	44～47
分岐配管記入例	48
改造図面記入例	49
個人管分岐からの記入例	50
念書作成記入例	51
共同住宅申込書作成見本（公道分新設）	52～53
共同住宅申込書作成見本（分岐新設）	54～55
水道使用申込書	56
工事内容確認シート	57
道路占用許可書の写し	58
道路使用許可申請書の写し	59
占用図面の写し	60
工事施工書記入例	61～64

公函	6 5
工事写真表紙	6 6
耐圧試験報告書の表紙	6 7
自主検査調書	6 8
開発行為等における分譲地の給水計画について	6 9
開発行為等による宅地分譲の場合	7 0
配水管帰属受入フロー図	7 1

工事内容の区分

1 公道分新設

新たに給水装置を設ける工事で、公道に布設してある配水管から給水管を取り出すための工事である。

(1) 標準タイプ

配水管が布設してある公道に隣接しているもの。

(2) 道路を縦断して引き込むタイプ

公道取り出しの乙止水栓以降道路を縦断して引き込むもの。

(3) 開発行為等により止水栓まで施工済みのタイプ

開発行為（事前協議済）または開発配水管帰属工事と同時に止水栓まで取出し施工済みで加入金未納のもの。

2 分岐新設

新たに給水装置を設ける工事で、既設の給水管から給水管を取り出すもので分岐する箇所により次のように分けられる。

(1) 公道分岐

国・県道、市道、区画道路、都市計画道路に布設してある給水管から分岐するもの。

(2) 宅地内分岐

他人又は本人の土地に布設してある給水管から分岐するもの。

3 改造工事

給水装置の原形を変える工事で、工事内容により次のように分けられる。

(1) 全面改造

家屋の建替えに伴い既存の給水装置を取り壊し別の給水装置にかえるものや、家屋の増設等により給水装置を大幅に変更するもの。

(2) 一部改造

トイレの水洗化などの簡易な改造をするもの。

(3) 公道分改造

既に使用しているが、何らかの理由により新たに配水管から、給水の取り出し位置の変更や、取り出し口径を変更したりするもの。

(4) 分岐改造

既に使用しているが、何らかの理由により新たに個人の給水管から、給水の取り出し位置を変更しての分岐や、取り出し口径を変更したりするもの。

給水装置工事申込における関係添付書類

1. 道路工事を必要とする場合

(1) 公道分新設・改造工事、公道分岐新設・改造工事

- ① 水道給水装置工事申込書（指定用紙）A-3判両面印刷 線色：淡いブルー
- ② 水道使用申込書
- ③ 工事内容確認シート
- ④ 道路占用許可書の写し
- ⑤ 道路使用許可申請書の写し
- ⑥ 占用図面の写し
- ⑦ 工事施工書（施工者用）（指定用紙）A-4判 線色：黒色
- ⑧ 工事施工書（監督用）（指定用紙）A-4判 線色：黒色
- ⑨ 公図の写し（発行日が半年以内のもの）
- ⑩ 給水装置工事申込書作成チェックシート（様式は市のホームページからダウンロードするか、上水道整備課給水係の窓口で受け取ってください。）

※別穴による分水止め工事がある場合は、道路管理者へ「道路掘削願」の申請、また上水道整備課へ工事施工書（施工者用・監督用）と分水止め用の施工書（施工者用・監督用）が別途必要になります。

※指定用紙：ケント紙 厚さ 四六判T 180kg（209.3g/m²） 白色 表面にインクをはじく処理の無いもの。

2. 道路工事を必要としない場合

(1) 分岐新設・改造工事、改造工事

- ① 水道給水装置工事申込書（指定用紙）A-3判両面印刷 線色：淡いブルー
- ② 水道使用申込書
- ③ 工事内容確認シート
- ④ 公図の写し（発行日が半年以内のもの）
- ⑤ 給水装置工事申込書作成チェックシート（様式は市のホームページからダウンロードするか、上水道整備課給水係の窓口で受け取ってください。）

3. その他

(1) 受水槽を設置する場合は次の承認図・仕様書等を添付する。

- ① 水撃防止器
- ② 定水位弁（※設置しない場合は添付不要）
- ③ 防波装置（防波筒・防波板等）
- ④ 加圧ポンプ
- ⑤ 受水槽
- ⑥ 受水槽容量決定についての水理計算書
- ⑦ 立面図（構造・材料・設置状況を記載）、断面図、系統図（配水管から受水槽までの延長距離を記載）※全て指定用紙を使用する。

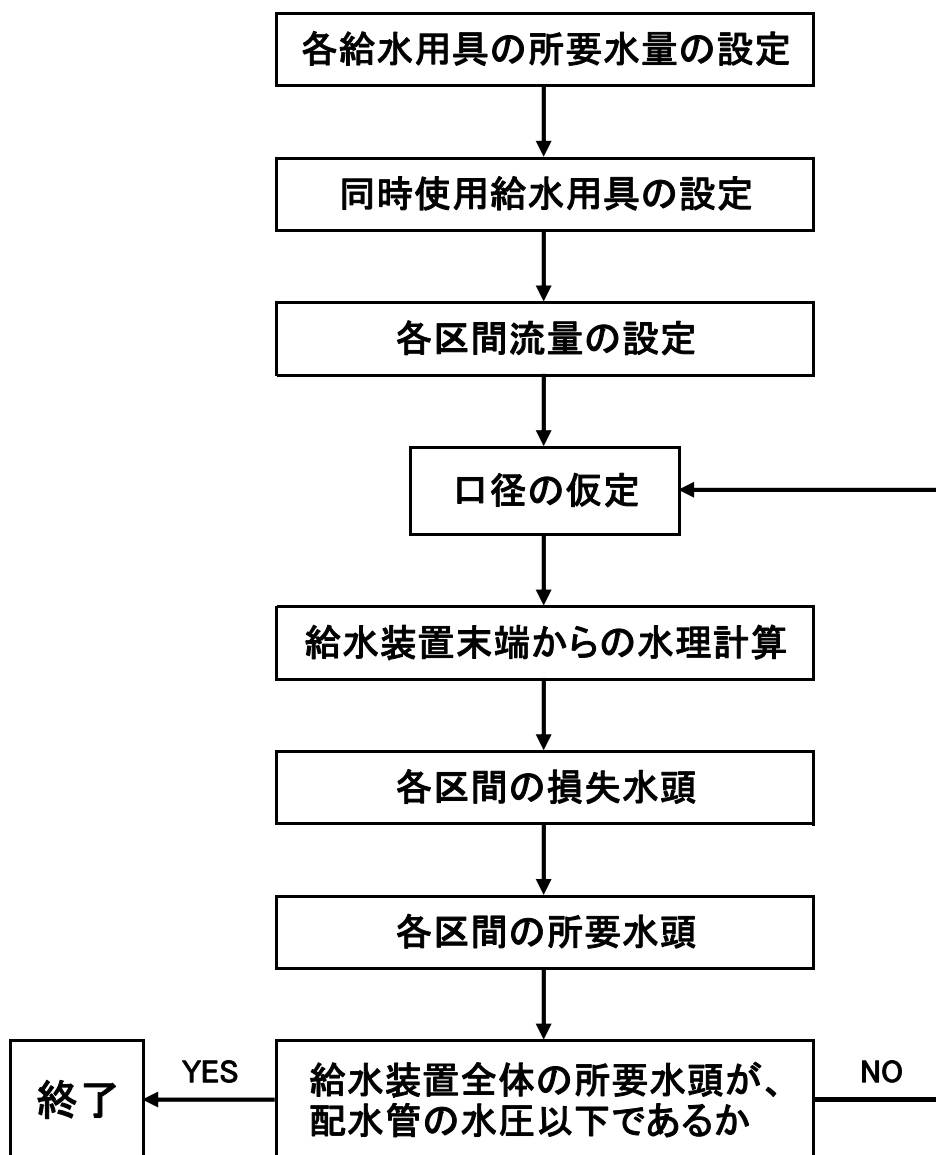
消火用水槽を設置する場合は上記①②③④⑤⑦の承認図・仕様書等を添付する。

(2) 直結増圧式給水設備を設置する場合は、増圧ポンプの承認図及び増圧給水設備の水理計算書、直結増圧式給水に関する誓約書、立面図（配水管から各水栓までの管種・口径・給水器具名を記載。集合住宅等の場合は各メーターまで記載。※指定用紙を使用する。）を添付する。

給水管の口径決定について

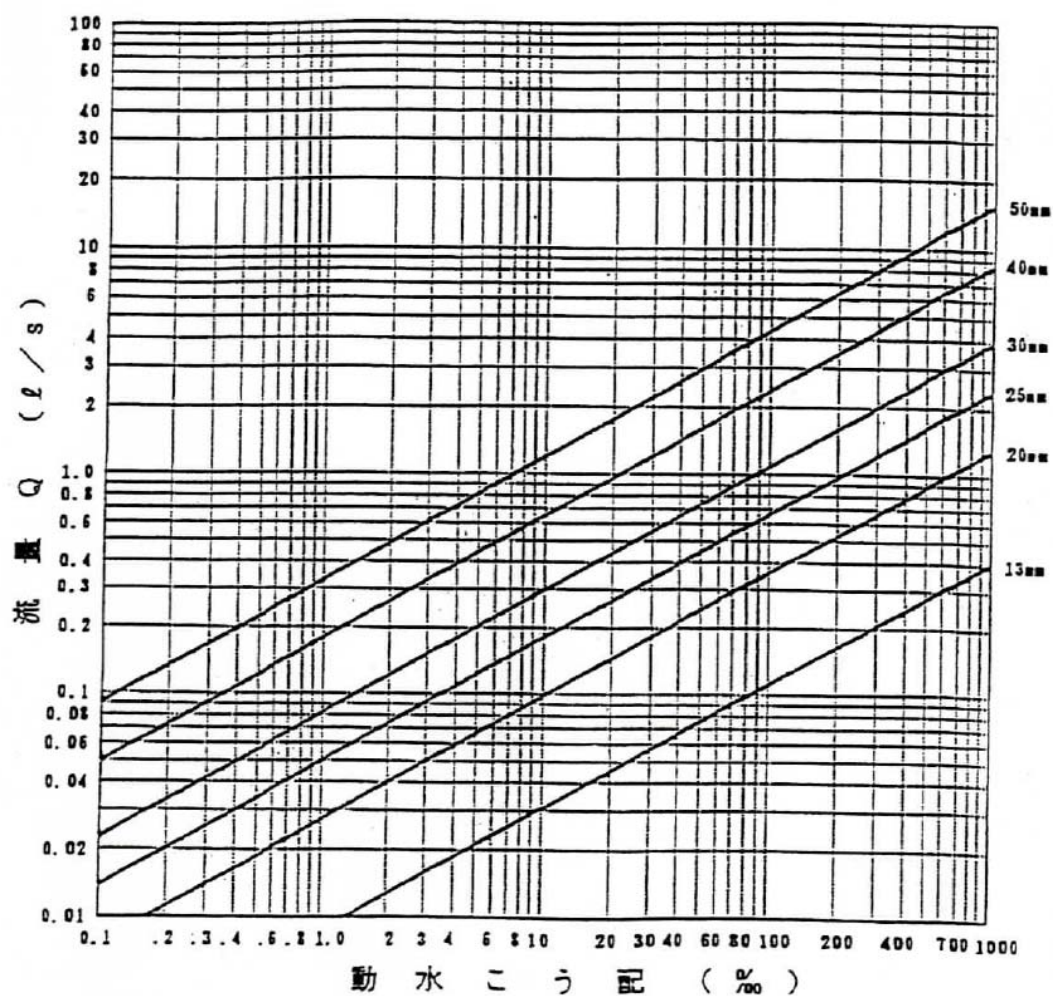
1. 給水管の口径は、配水管の水圧において計画使用水量を供給出来る大きさにする。
2. 水理計算に当たっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メーター口径等を算出する。
3. メーター口径は、計画使用水量に基づき、上下水道局が使用するメーターの使用流量基準の範囲内で決定する。

口径決定の手順



水栓数によるメーター口径決定表

メーター口径	水栓数	同時使用率を考慮した水栓数
Φ13mm	1~4	2
Φ20mm	5~10	3
Φ25mm	11~15	4
Φ30mm	16~20	5
Φ40mm	21~25	6
Φ50mm	26~30	7



給水装置工事の申込書等の作成及び施工

1 申込書（表）

- ・ 下書き等は必ず**消しゴム**できれいに消す。
- ・ 各記入欄への記入は印字や社名スタンプでも良い。ただし、枠からはみ出さないようにする。
- ・ 申込者には、**必ずフリガナ、電話番号**を記入する。
- ・ 給水装置所在地（使用場所）欄は、申込地の地番が複数ある場合は全て記入する。また、区画整理地内の場合は従前地と仮換地を記入する。

（記入例） 従前地：伊勢崎市〇〇〇町〇〇〇番地
仮換地：〇〇〇土地区画整理事業〇〇〇街区〇〇〇

- ・ 申込者が土地・家屋の所有者と異なるときは使用の同意を得る。
- ・ 利害関係人欄は給水装置所在地（使用場所）以外での利害関係人から同意を得てから記入する。
- ・ 土地の同意の場合は、利害関係人欄の「土地」を丸で囲み、使用する土地の所在地・住所・氏名を記入する。
- ・ 分岐新設、分岐改造の場合は給水管所有者から同意を得る。
- ・ 給水管の分岐同意の場合は、利害関係人欄の「分岐」を丸で囲み、対象となる**水栓番号・所在地・住所・氏名**を記入する。
- ・ **訂正すべき箇所が生じた時は、修正液や砂消しゴム等**を用いて訂正を行うことは**禁止する**。訂正の際は、その部分を2本線で消し、元の文字が判読出来るように消す。

（記入例） 伊勢崎市~~夫手町~~ 本町

- ・ 水量水圧の低下をきたす工事又、その恐れのある工事の場合（メーター口径φ13での一般住宅への給水や、連合給水管からの分岐工事等）には、その旨を同意した方及び申込者に、**指定給水装置工事事業者は直接説明し適切なアドバイス**をする。
- ・ 共同住宅等の取出し工事の給水申込みでは、**管末の部屋を必ず公道分新設（公道分改造）で申込み**をする。
- ・ 共同住宅等の給水申込みでは、アパート名は**給水装置所在地欄に、部屋番号は部屋番号・区画番号欄に記入**する。散水用の水栓の場合は、**部屋番号・区画番号欄に「散水栓」と記入**する。
- ・ 共同住宅等の申込みの際は、公道分新設および分岐新設の申込みは、**全て同時に申込み**をする（**散水用水栓等も同様**）。
- ・ 工事申込書は申込みする前に必ず主任技術者がチェックし**訂正がないようにする**。
- ・ 審査終了後の連絡を指定給水装置工事事業者欄の電話番号にするので、連絡の取れる電話番号を記入する。

2 配管図

- ・申込み前にP 4 1「事前調査項目」の項目について十分に調査を行い標準施工外にならないよう設計する。
- ・図面に使用する表示は、P 4 2・P 4 3「給水装置等表示一覧」のとおりとする。なお、表示にない道路、河川、樹木、車庫、その他は適宜判り易いように記入する。
- ・止水栓・メーター器の位置、2階への**立ち上りの高さ**(+〇〇m)を記入するとともに管種・口径、延長、建物と管や境界のはなれ等を記入する。
- ・給水装置の他に、建物の間取りの配置、道路・側溝の幅、歩車道の区別、公有地、私有地の境界線、申込地に面する道路に布設されている配水管・給水管（取出しの有無に関係なく）の管種・口径等を記入する。
- ・取出し箇所水道以外の埋設管や暗渠等がある場合は、名称・埋設深さ・離れ・配管等を点線で記入する。
- ・バルブ以降に取り付ける、ボイラー、湯沸かし器等の特殊器具については、器具名を記入する。
- ・方位は、**北が図面の上方**になるように表すものとする。
- ・案内図には、主たる道路、建物等を基準として、目標物を明示し常に北が上方になるよう表す。
- ・宅地の分筆線を記入し、他人の土地を一部使用する時には、その**土地の地番**を図面上に記入をする。
- ・点線と実線の区別をする。今回の申込みで布設する管は**実線**で示す。既設配管で今回の工事において手を加えない部分は**点線**で示す。区画整理地内などで止水栓まで取出し済み部分についても**点線**で示す。ただし、**取出し済であっても水栓番号がないもの**（加入金未納）については、新設になるので**実線**で示す。
- ・配管立面図は、特に記入の必要はないが、複雑な配管などが有る箇所については、**立面図や拡大図等**にて詳細を表記する。
- ・メーターオフセット図は、**境界の表示や付近の構造物等**の記入をする。
- ・同一小穴による分水止めを伴う施工又は、制水弁・消火栓・既設サドル付分水栓が小穴に出てくる可能性のある施工は、取出すサドル付分水栓との端面からの離隔の寸法を記入する。
- ・敷地延長部分に給水管を布設する場合は、敷地延長部分の幅及び給水管との離れの寸法を記入する。
- ・乙止水栓から片方（近い方）の境界線までの離れの寸法を記入する。
- ・給水管と境界線・建物等の構造物との離隔が分かるように離れの寸法を記入する。
- ・メーターを取出し部分から乙止水栓までの直線上に設置しない場合、乙止水栓の上流側の境界からメーターまでの離れの寸法を記入する。
- ・共同住宅の配管設計図は建物全体（部屋割り）にこだわらず申込み対象を適切な大きさで**わかりやすく図示**する。
- ・建築物完成後、**自主検査調書を提出し、申込書メーターオフセット記入欄**にオフセットを記入する。その際、図面に変更等が生じた場合、修正した図面を提出する。

- ・図面の文字や線は、はっきりと認識できる大きさ・太さ・濃さにする。
- ・図面が描ききれない場合は**別紙（指定用紙）**で記入する。

3 給水材料（1次側）

- ・分岐部分から乙止水栓下流側のフレキシブル継手までの使用材料を記入する。（P 1 6 ・ P 1 8 参照）
- ・施工後変更があれば修正する。

4 掘削状況

- ・公道取出しの掘削図を記入する。

5 念書

- ・申込者の都合などで、適切な設計がなされない場合（受水槽の設置が望ましいが設置できない場合、口径増大が望ましいが増大しない場合、メーターを標準と異なる位置に設置する場合等）には、**念書または理由書等を自署捺印（法人の場合は社名スタンプでも良い。印鑑は代表者印を押印する。）の後に三者（申込者、上下水道局、工事店）の確認を得る。**

6 貯水槽（受水槽）についての注意

- ・貯水槽には、ウォーターハンマーを防止するため**波よけ板、水撃防止器**を必ず設置し、給水管の口径が25mm以上は**定水位弁、フレキシブルジョイント**を設置する。**バキュームブレーカは必要に応じて**設置する。設置した器具を図面に記入する。
- ・貯水槽を設置する場合は、**材質**（FRPの場合には、単板か複合板）を記入。
- ・容量および引込口径の決定の根拠となる設計諸元、**計算書**を添付する。
- ・**計画一日使用水量の4/10~6/10**として容量（**有効容量**）を算定する。
- ・有効容量を確認する…W×H×Lは水槽の大きさであって有効水位高（オーバーフロー）までが有効量。
- ・貯水槽を設置する際には、**一次側と二次側の配管が、交差する事のないよう**にする。

7 耐圧試験および写真管理

- ・耐圧試験の手順及び写真の撮影法については、P 2 7 「給水工事検査について」・P 2 8 「耐圧テストポンプの掛け方（1次側）」及びP 2 9 ・ 3 0 「耐圧試験写真撮影要領」の通りに行う。
- ・圧力計の**メーター指針**が読取れる。
- ・テストポンプのバルブは、ポンプの操作に応じて、**的確**に開閉する。
- ・**主任技術者**は全景写真には必ず入る。
- ・**指定給水装置工事事業者シール**をメーターボックスの蓋の裏側に貼り付けた状態で撮影する。また、改造工事の場合も**シール**を貼る。
- ・取出し工事耐圧試験は、**必ず穿孔前**に行う。
- ・止水栓を二ヶ所設置する工事の場合、サドル付分水栓から第一乙止水栓の間と第一乙止

- 水栓からメーターユニット手前のフレキシブル継手までの間を別々で耐圧試験を行う。
- ・共同住宅等については、給水主管の第一乙止水栓以降耐圧テストを行い写真提出する。
(メーターの二次側について提出は不要)

8 工事施工書

(平面図)

- ・ 取出し位置のオフセットについては、制水弁や消火栓からサドル付分水栓までの距離とサドル付分水栓から乙止水栓の中心までの距離の寸法引き出し線を記入する。なお、弁栓類が100m以内でない場合、道路や配水管の形状が直線でない場合は、交差点の隅切(角)境界杭、や下水マンホールの中心からサドル付分水栓までの直線距離(2ヶ所以上)の寸法引き出し線を記入する。
- ・ 給水取出し管、オフセットの距離等(深さ)、寸法引きだし線は赤で記入する
- ・ オフセットの寸法は、施工後に実測値を赤で記入し、申込み時には記入しない。
- ・ 配水管等(取出しや分岐の元管)の管種・口径を記入する。
- ・ 付近の建築物や目標物、弁栓類等を表記する。
- ・ 掘削小穴の寸法を記入する。
- ・ 主任技術者は記入内容を確認する。

(立面図)

- ・ 申込時は設計の図面を記入する。施工後、図面を修正して提出する。
- ・ 配水管等の分岐から立ち上がりまでの延長、立ち上がりの延長、立ち上がりから宅内止水栓までの延長等を記入する(切り管延長を記入しない)。管種(フレキシブル継手と分けて記入)・口径・給水管深さを記入する。

(断面図)

- ・ 施工後に記入する。
- ・ 配水管等と給水取出し管(宅地内引き込み管の道路側)の埋設深さを記入する。
- ・ 道路に対する配水管等の位置(官民境界からの離れ、側溝や水路等の幅員、道路後退線等からの離れ)を記入する。
- ・ 水道以外の埋設管や暗渠等がある場合は、名称・埋設深さ・離れ・配管等を記入する。
- ・ 側溝等がない場合は、側溝部分に×印を記入する。
- ・ 道路後退がある場合は幅員を記入する。

(提出)

- ・ 工事完了後5営業日以内に、給水取出し工事写真・耐圧試験報告書・給水取出し工事写真チェックシート・耐圧試験写真チェックシートと一緒に提出する。(様式は市のホームページからダウンロードするか、上水道整備課給水係の窓口で受け取ってください。)

9 施工(公道)

(給水管の配管)

- ・ 取出しからメーターまでは「給水装置工事標準図」(P15・P17参照)の通りに施工する。現場の状況により標準図通りに施工出来ないときは局担当者と打合せする。
- ・ 外構工事の都合等申込み時の配管図と異なる施工が必要な場合は、施工前に局担当者と

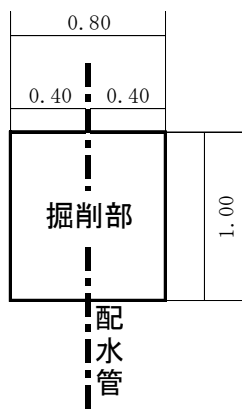
打合せする。

- ・サドル付分水栓を設置する際は、配水管を完全に露出させる。
- ・サドル付分水栓を配水管に取付ける部分は、**ウエス等で十分清掃**してから取付ける。
- ・サドル付分水栓が使用できない取出しにおいては、MC チーズではなく**SKXチーズを使用**する。**(MC チーズの使用禁止)**
- ・サドル付分水栓は、必ず**トルクレンチを使用**して標準締付けトルクで取付ける。
- ・サドル付分水栓は、他の分水栓や継手類の端面から有効長で30cm以上離す（芯々で30cm以上ではない）
- ・ビニール管・ポリエチレン管の穿孔はそれぞれ専用のホルソーを使用する。
- ・ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管の穿孔を行う時には、それぞれ専用の穿孔機を使用し、ダクタイル鋳鉄管・鋳鉄管・鋼管は密着コアを使用する。
- ・SKXチーズを使用して分岐工事する場合は、水平に分岐し、防食フィルムを巻く。また、SKXチーズ接続前にパイプエンドを設置し、必ず一次側の耐圧試験を行う。
- ・穿孔後又はSKXチーズを使用して分岐施工後、残留塩素を確認する。
- ・乙止水栓は配水管より垂直及び**直線上に設置**する。
- ・配水管から垂直方向に道路縦断で給水管を布設する場合は配水管側から施工する。ただし、配水管側から施工できないときは、分水栓を設置する箇所を最初に試掘して継手等がないことを確認しておく。
- ・道路縦断で給水管を布設する工事において管を接続する場合、水道用ポリエチレン二層管（1種2層管）の時の継手はコア一体型又はSKX、高密度ポリエチレン管（JIS外径）の時はEFを使用する。また埋め戻しについては公道、私道、民地内に関係なく給水管上は洗砂で埋め戻す。
- ・公道等で給水管の立ち上げ・立ち下げしない。ただし、現場の状況により必要な場合は施工前に局担当者・道路管理者と打合せする。
- ・公道等で金属製の継手、EFスクリュージョイントを使用した場合は防食フィルムを巻く。また、分水止め施工したサドル付分水栓も防食フィルムを巻く。
- ・他の地下埋設物を発見した時は監督員に報告し、施工書の断面図に名称・埋設深さ・離れ・配管等を記入する。
- ・公道等で給水管は、有効長で境界線から50cm以上、他の給水管等の地下埋設物と30cm以上離せない場合は施工前に局担当者と打合せする。
- ・**水路の上越しする場合は、水路手前に止水栓をつける。下越しをする場合は標準通り宅内に止水栓をつける。**
- ・水路上越し、下越しの占用条件は、別紙参考図を参照し、**水路管理者に確認**して施工する。
- ・公道取出し工事で占用延長が5mを超えエルボを使用し宅地内へ引き込む場合は公道に止水栓を設置する。
- ・交差点に接する道路に埋設された配水管の交差点手前に制水弁が設置されている場合、交差点内の配水管の分岐箇所から制水弁までの間は給水取出しすることはできない。
(掘削・埋戻し・舗装復旧)
- ・取出し小穴には、必要以上の**カッター**を入れない。

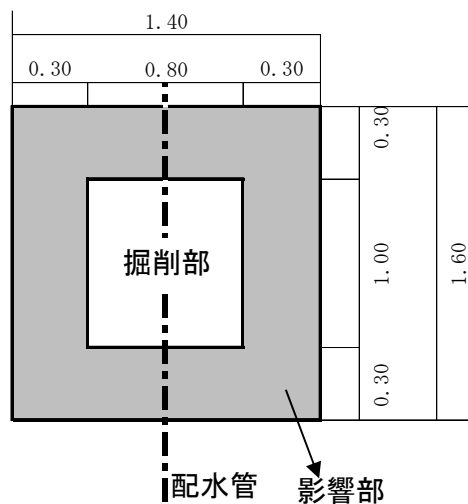
- ・掘削断面は**垂直**に掘り下げる。
- ・サドル付分水栓が小穴の端にきてしまう場合は、小穴を広げる。広げた小穴から継手等が出てきた場合は有効長で30cm以上の離隔をとる。
- ・側溝下抜きは民地を十分に掘り下げ公道部水平部分には**えぐり掘り**をしない。
- ・開溝部、道路構造物、U字側溝、L型側溝等に影響を及ぼさないよう充分配慮して施工する。
- ・掘削深さが1.5mを超える場合は、安全の為に土留めをする。
- ・洗砂の埋め戻しは人力またはタコ、砕石の埋め戻しは、ランマ・タンパ等で締め固めたのち、写真を撮影する。工程ごとに入念な施工をして**写真管理**する。
- ・洗砂は管の深さが90cmより深い場合は管上30cm、管の深さが90～75cmの場合は深さ60cm、管の深さが75cmより浅い場合は管上15cmまで埋戻す。埋設シートは管上30cm以上50cm未満の範囲で深い層の上に設置する。
- ・深さ管理は、配水管上でスタッフ等を使用し正確に測る。
- ・粒調砕石厚が15cm以上の場合は、15cm以下の2層以上で埋戻し転圧する。
- ・路盤とアスファルトの復旧厚は道路管理者に確認する。
- ・アスファルトは加熱材料を使用する（常温合材使用禁止）。
- ・乳剤散布は十分に行う。
- ・舗装仮復旧後、指定店番号を青色でマーキングする。
- ・舗装仮復旧においても**区画線・道路標示**を必ず復旧する。
- ・舗装本復旧についても道路管理者の指示の通り施工する。

舗装復旧標準図

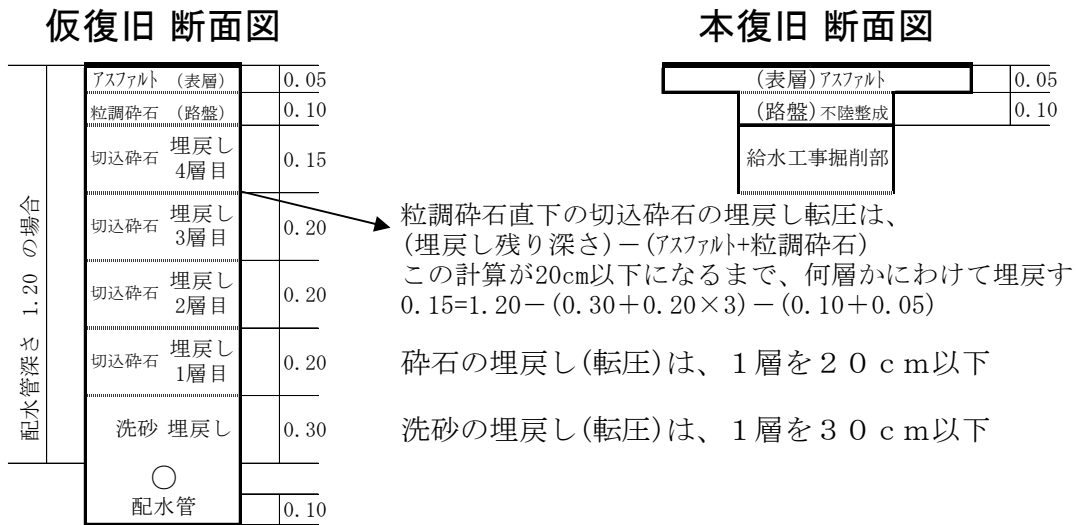
仮復旧 平面図



本復旧 平面図



掘削埋戻し標準断面図（表層5cm路盤10cmの例）



(その他)

- ・事前調査を入念に行い、工事終了後に取出し位置や止水栓設置位置に変更が生じないように設計する。(事前調査項目参照)
- ・不測の事態に対処するため湧き水があると思われる箇所の施工には**水替えポンプ**を用意する。
- ・工事看板は指定された看板を施工時に工事カ所に設置する。(P23参照)
- ・許可書類はP24「各種許可書掲示」を参考に掲示し工事看板に貼付けない。
- ・SKXチーズを使用しての分岐やチーズの撤去工事は配水管等を圧着して施工し、圧着できない場合は断水範囲が最小になるように施工する。
- ・取出し工事には必ず交通誘導警備員を配備し適切な装備(ヘルメット・チョッキ・誘導棒)を装着し、作業員が行う場合は交通誘導と作業を兼務してはならない。
- ・道路使用許可・占用許可の条件を確認し、期間・時間を守る。
- ・給水管引込み位置を明確にするため、給水管布設後速やかに側溝・地先ブロック等がある場所は**セーフティマーク**、側溝等がない場所は官民境界の民地側に明示**杭**を設置する。

10 施工(宅内)

- ・取出しからメーターまでは「給水装置工事標準図」(P15、P17参照)の通りに施工する。現場の状況により標準図通りに施工出来ないときは局担当者と打合せする。
- ・**共同住宅等の場合**逆流による水質汚染事故防止の為、第一乙止水栓二次側に**逆止弁**を設置する。
- ・共同住宅等で宅地内の分岐を必要とする場合は、給水主管の埋設深さは、**0.6m以上**とし、境界からの離隔は0.5m以上とする。また、給水主管から分岐する場合は、分岐管(分岐直近部)に**止水栓**を設置する。
- ・共同住宅等で**口径30mm以上**の止水栓を設ける場合、**ネジ筐**を使用する。(ハット型は**廃止**)

- ・共同住宅等で第一乙止水栓から各部屋等の分岐箇所までの配管について、配管を曲げて布設する箇所にはセーフティマーク又は明示杭を設置する。
- ・共同住宅、貸店舗等は、**止水栓・メーターボックスが同じ通水方向、同じ並び**になるように設置する。
- ・改造工事等で申込みする場合、既存の止水栓・メーター器の位置・深さが**施工基準と異なっている場合は、基準通りに設置**し直す。また、道路後退があった場合は止水栓を基準位置に後退させる。
- ・φ20とφ25の止水栓筐は、自動車等が進入できる場所に設置する場合は、**鋳鉄筐を使用する。それ以外の場所では、止水栓ボックス（鋳鉄製蓋・胴体部 VP）**を使用する事ができる。
- ・一栓工事の場合、止水栓筐は**鋳鉄筐**を使用する。
- ・メーター設置位置については、原則分岐部分に最も近い当該敷地内とする。また、メーター位置は乙止水栓からフレキシブル継手（1.0m）を接続した範囲内に設置し、乙止水栓の上流側に戻した位置や、乙止水栓の真横より境界側に設置してはならない。
- ・既存のメーター口径を縮小または増大し、φ13～φ50までの何れかに変更する場合は、必ず**メーターユニット**を使用する。
- ・一般住宅又は共同住宅等のメーター器は13mmであっても給水管口径は20mmとしメーターBOX内で**片落ち丙止水栓 20×13**を使用し口径を落とす。またメーター器以降の配管も（**建物の外回り**）**20mm**にする。
- ・メーター以降（建物の外回り）の管種は水道用ポリエチレン管、HIVP管または鋼管とする。
- ・メーター以降の配管は原則埋設とする。申込み時に局担当者と協議の上屋外露出配管とする場合には、ライニング鋼管（VD・VB）とし、保温巻等の凍結防止対策をする。
- ・メーター器二次側以降のバルブは**ボールバルブ又はゲートバルブ（10K砲金製）**を使用し、それ以後にどのような給水装置を設置するかを記入する。（2階用・地階用含む）尚、バルブ止めの場合は**逆止弁付ボールバルブ**とする。（申込み前に必ず局担当者と協議する）
- ・給湯器等の特殊器具には、**逆止弁付ボールバルブ**を使用。
- ・2階立ち上がり手前には、必ず**ボールバルブ**を設ける。
- ・二次側の給水材料で**バルブソケットは使用禁止**。（漏水原因の為）
- ・鋼管とHIVP管の接続には**ユニオンシモク**を使用する。（**バルブソケットは使用禁止**）
- ・**建物内部の配管は防寒対策を実施する**。また、HIVP管は使用しない。
- ・受水槽・自家水よりの切り替えの場合には、**メーター二次側の耐圧試験（1.75MPa）**の写真を申込み時に提出する。
- ・メーター二次側の配管は、構造物や境界線から有効長で30cm以上離して布設する。
- ・乙止水栓は有効長で隣地境界線から50cm以上、構造物から30cm以上離す。
- ・乙止水栓の蓋は、蓋の接合部分（ヒンジ）が下流方向になるように設置する。
- ・敷地延長に給水管を埋設する場合は幅員を1m以上確保する。幅員が2m未満の場合、給水管は隣地境界線や他の埋設物等から50cm以上離して埋設する。
- ・メーターを設置しない一栓取出し工事の場合は施工後乙止水栓を閉めておく。

11 自主検査調書

- ・ 残留塩素の数値を記入する。
- ・ 確認した項目は、竣工検査時に指摘事項がないように注意する。
- ・ 工事竣工後速やかに提出する。(竣工後 2 週以内)

12 穿孔作業や施工中の配水管の破損事故等による濁り水の発生や断水について

- ・ 濁り水の発生や断水した場合に備え対策を講じておく。(工事着手前に現場付近の水道使用者に対し、施工により濁り水が発生する可能性があることを説明する。)
- ・ 分水栓の穿孔作業や施工中の配水管の破損事故等により、水道管内の流れに変化を生じさせ、濁り水の発生や断水することがないように注意して施工する。
- ・ 濁り水の発生や断水した場合は、水道使用者からの苦情に誠実に対応する。また、上下水道局が復旧作業を行う場合等は協力する。

13 分水止め

- ・ 使用されない不必要な給水管は、配水管又は連合管から分岐するところで切り離す。
- ・ 加入金が納付してある給水装置について廃止届を提出した場合は上下水道局が切り離す工事を行う。その敷地に新たに給水管を引込む工事を行う場合は加入金を納付する。ただし、給水管の取出し直し(公道分改造)工事等で、給水装置の所有者が切り離す工事を行った場合は、既設メーターの口径に応じた加入金が納付されているものとして扱う。

14 給水取出し

- ・ 給水取出し部分の給水管については上下水道局で自然漏水等の修理を行うため、一敷地に重複して給水取出しはできない。給水取出し工事の申込をする場合は既存の給水取出しがないか確認すること。
- ・ 既設の給水取出しについて給水装置の所有者が配水管又は連合管から分岐するところで切り離す工事を行っても、別の敷地で給水取出しする場合は加入金を納入する。

15 無断通水(盗水)防止について

- ・ 建物の給水取出し工事で、メーターボックスまで工事が終了しメーター器を設置していない時に、土地の造成、建物の建築、外構等の工事関係者がメーター器を設置するところにパイプやホースを接続して水道を無断で使用することは禁止です。主任技術者は工事関係者に注意を促すと共にメーターを設置するまでは乙止水栓を閉めておく。また、給水装置工事の竣工検査前については、水道を無断で使用しないよう現場管理する。

配水管から水道メーターボックスまでの給水材料

・戸建て住宅等

項目	使用材料	備考
給水材料	サドル付分水栓	配水管φ40～φ350×φ20～φ50
	防食フィルム、埋設シート	サドル付分水栓・継手の巻立て、配水管埋設表示(伊勢崎市名入り)
	密着コア・銅コア	ダクタイル鋳鉄管および鉄管
	フレキシブル継手	φ20・φ25×500L ×1000L. φ30～φ50×1000L
	ポリエチレン管	・水道用ポリエチレン二層管(1種2層管) JIS K 6762 ・高密度ポリエチレン管 (JIS 外径)
	継手	EF、コア一体型、SKX
	止水栓(乙)	ボール式 φ20～φ50
	止水栓筐、承板	・φ20、φ25は鋳鉄筐、なお車等荷重がかからない場所については止水栓ボックス(胴体部 VP、鋳鉄製蓋)【0.6m以上の深さ】を使用できる。φ30以上はネジ筐を使用 市章入り
	上水用ブッシング	φ25×φ20、φ30×φ25、φ40×φ30
	メーターボックスユニット	φ13・φ20・φ25 φ30・φ40・φ50 市章入り
	セーフティマーク・明示杭	給水管表示

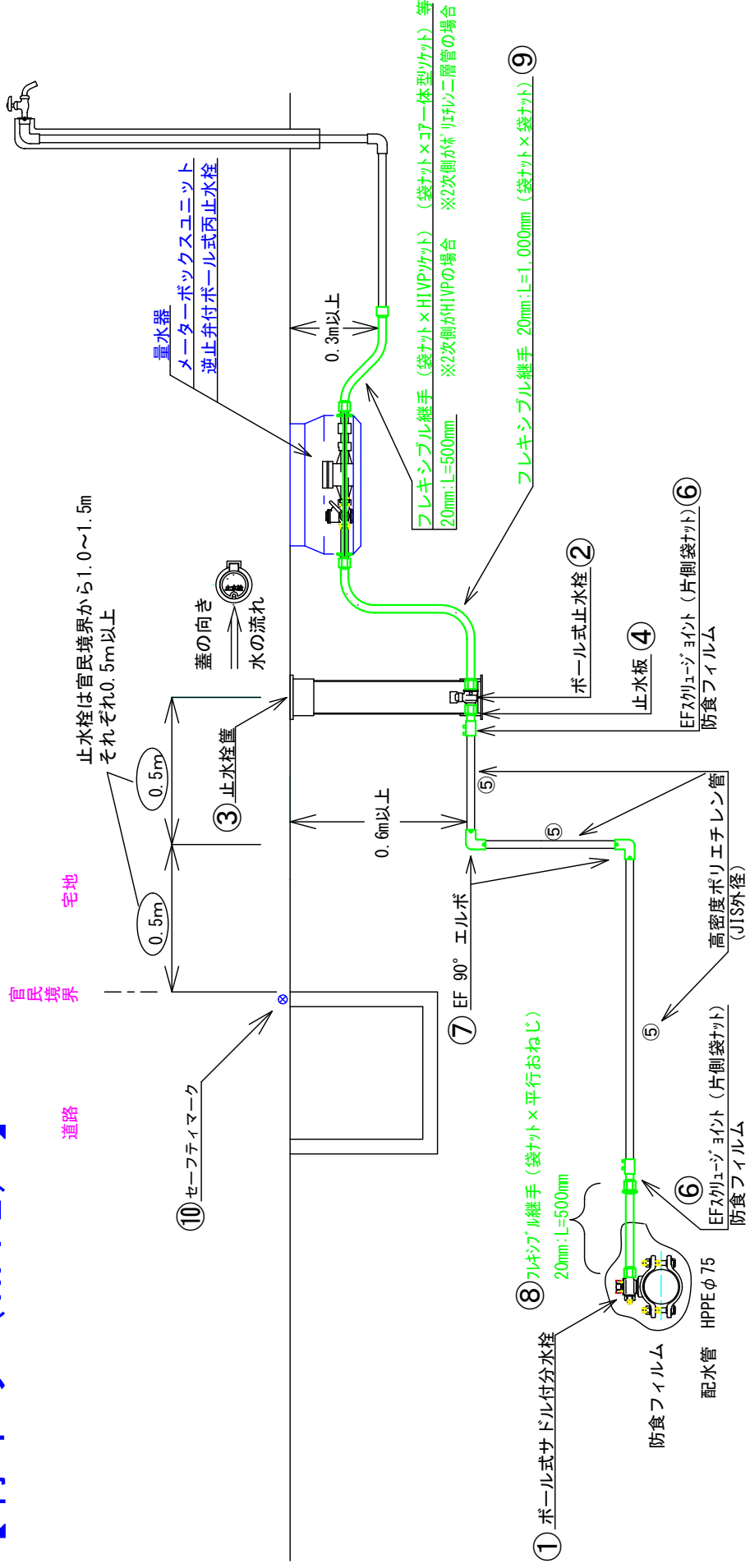
・アパート、ハイツ、テナント等

※3階建て以上は除く

項目	使用材料	備考
給水材料	サドル付分水栓	配水管φ40～φ350×φ25～φ50
	防食フィルム、埋設シート	サドル付分水栓・継手の巻立て、配水管埋設表示(伊勢崎市名入り)
	密着コア・銅コア	ダクタイル鋳鉄管および鉄管
	フレキシブル継手	φ25×500L、×1000L. φ30～φ50×1000L
	ポリエチレン管	・水道用ポリエチレン二層管(1種2層管) JIS K 6762 ・高密度ポリエチレン管 (JIS 外径)
	止水栓(乙)第1	ボール式 φ25～φ50
	止水栓筐、承板 第1	φ25は鋳鉄筐、φ30以上はネジ筐
	宅内分岐(チーズ)・継手 (サドル付分水栓)	EF、コア一体型、SKX φ40～×φ20～
	単式逆止弁	第1止水栓二次側に設置し、鋳鉄製ボックス(中)を使用
	止水栓(乙)第2	ボール式(φ20以上) ※φ13の分岐配管は不可
	止水栓筐、承板 第2	・φ20、φ25は鋳鉄筐、なお車等荷重がかからない場所については止水栓ボックス(胴体部 VP、鋳鉄製蓋)【0.6m以上の深さ】を使用できる。φ30以上はネジ筐を使用 市章入り
	止水栓(丙)	・伸縮型逆止弁付ボール式φ20、φ25 ・異径片落式φ20×φ13、φ25×φ20
	メーターボックス	防寒タイプ 小(φ13・φ20兼用) 市章入り

給水装置工事標準図(高密度ポリエチレン管 (JIS外径) の場合)

【青ポリ (HPPE)】



※ 鋳鉄管については、密着コアを挿入する。

※ サドル付分水栓を防食フィルムで包み、付属の紐で縛り付ける。

※ 給水管は、他の埋設物(配水管等)・構造物より有効長で30cm以上の間隔を確保して配管する。

※ メーカーユニットは口径13〜50mmの量水器に使用する。

(高密度ポリエチレン管(JIS外径)の記入例) (青ポリ)

給水材料 (1次側)			掘削状況
名称	形状	数量	
ボール式サドル分水栓	HPPE φ75×20 ①	1	
離脱付チーズ			
止水栓	20 ②	1	
止水栓筐	鋳鉄製 ③	1	
止水板	中 ④	1	
ポリエチレン管	20 HPPE JIS外径 ⑤		
ソケット	20 EFスクレージョイント ⑥	2	
エルボ	20 EF ⑦	2	
VD管			
フレキシブル継手 (公道)	20×500L ⑧	1	
フレキシブル継手 (宅内)	20×1000L ⑨	1	
特殊割T字管			
杭又はセーフティマーク	水色 ⑩	1	

念書

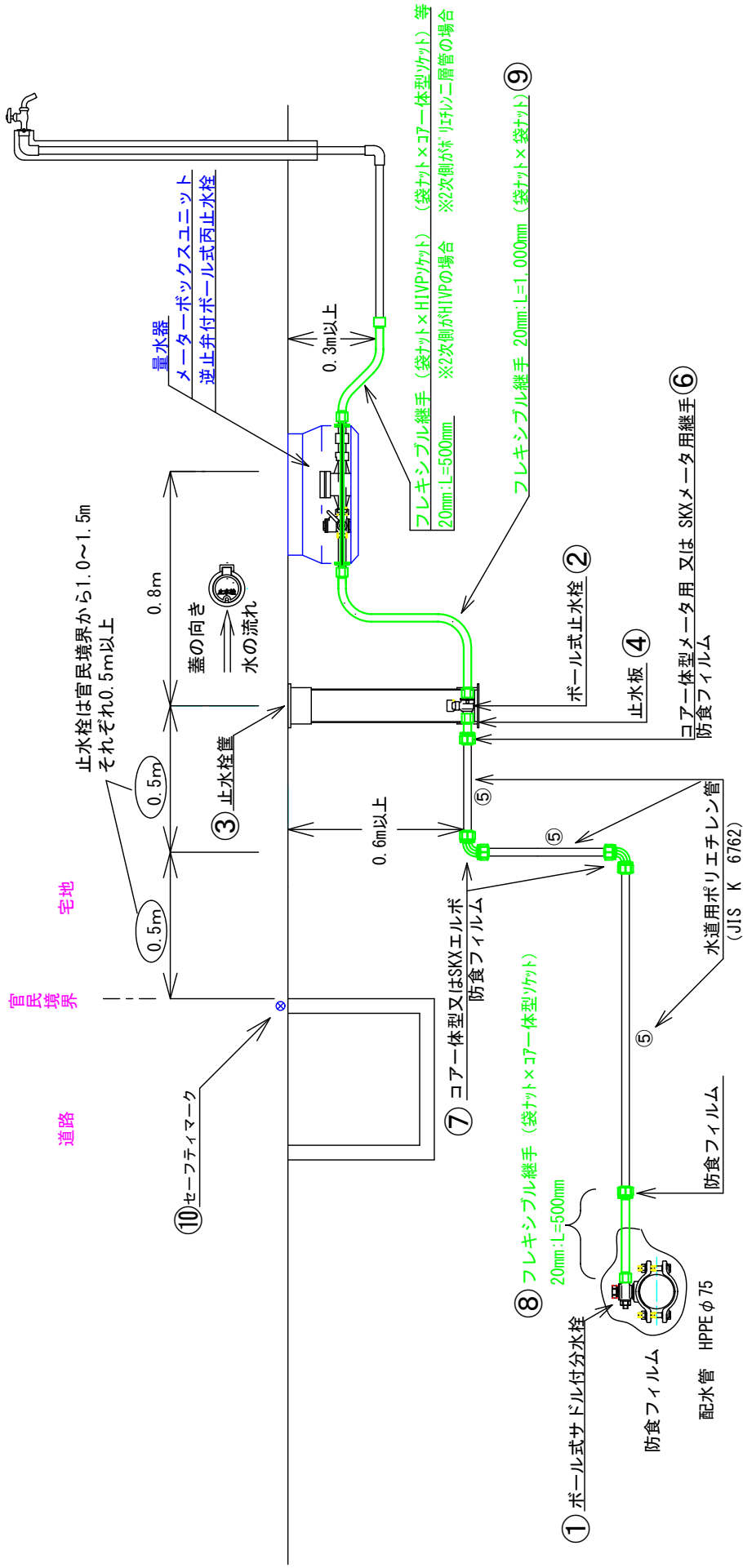
申込者
住所
氏名

指定給水装置工事事業者



給水装置工事標準図(水道用ポリエチレン二層管(1種2層管)の場合)

【黒ポリ (PP)】



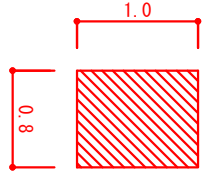
※ エルボ・メータ用継手等は、同種のものを使用する。

※ 鑄鉄管については、密着コアを挿入する。

※ サドル付分水栓を防食フィルムで包み、付属の紐で縛り付ける。 ※ メータユニットは口径13~50mmの量水器に使用する。

※ 給水管は、他の埋設物(配水管等)・構造物より有効長で30cm以上の間隔を確保して配管する。

(水道用ポリエチレン二層管(1種2層管)の記入例) (黒ポリ)

給水材料 (1次側)			掘削状況
名称	形状	数量	
ボール式サドル分水栓	HPPE φ 75 × 20 ①	1	
離脱付チーズ			
止水栓	20 ②	1	
止水栓筐	鑄鉄製 ③	1	
止水板	中 ④	1	
ポリエチレン管	20 JIS K 6762 ⑤		
ソケット	20コア一体型メタ用 ⑥	1	
エルボ	20コア一体型 ⑦	2	
VD管			
フレキシブル継手 (公道)	20 × 500L ⑧	1	
フレキシブル継手 (宅内)	20 × 1000L ⑨	1	
特殊割T字管			
杭又はセーフティマーク	水色 ⑩	1	

念 書

申込者

指定給水装置工事事業者

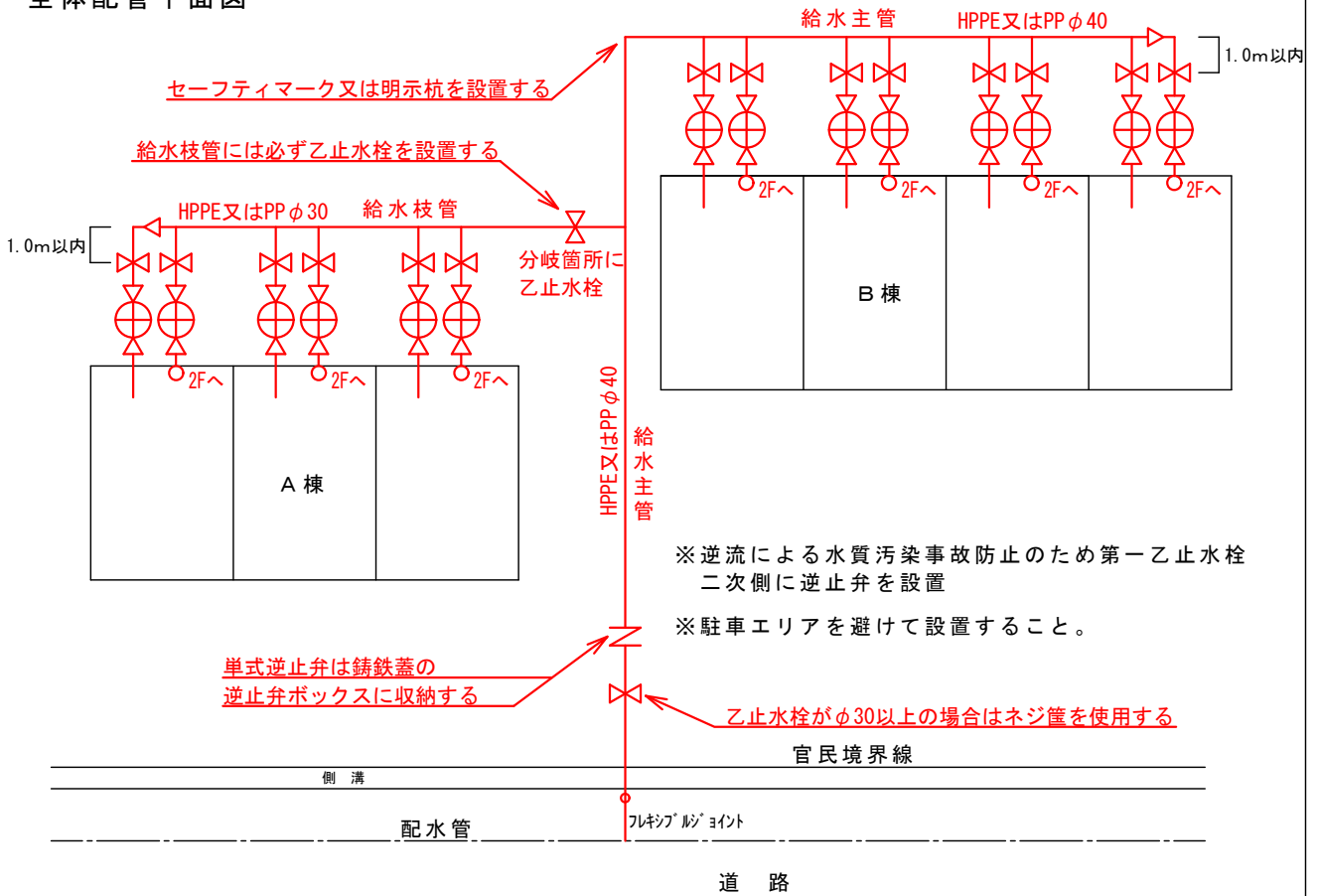
住所

氏名



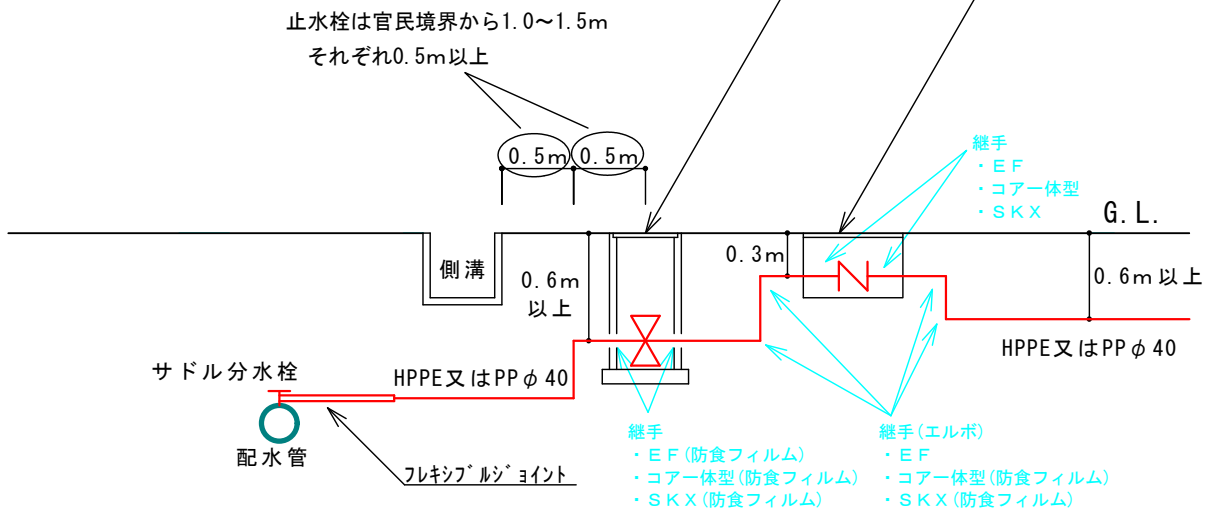
アパート・ハイツ等の逆止弁及びメーター設置標準図

全体配管平面図

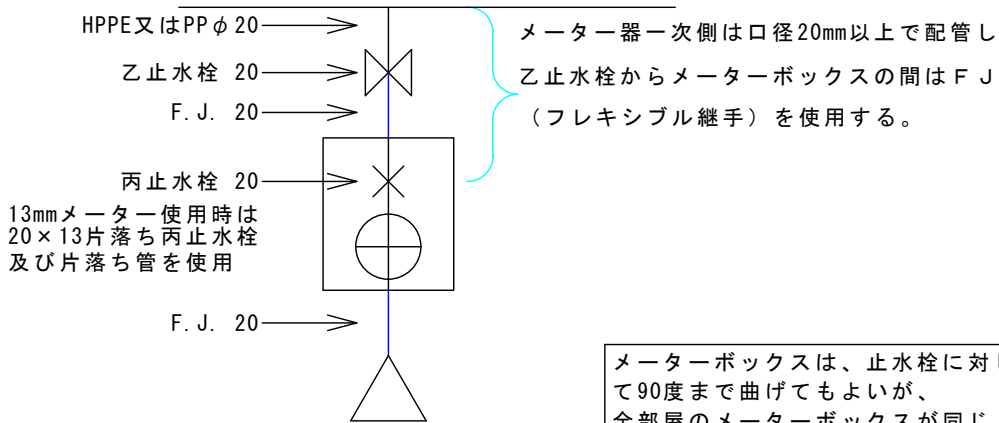


メンテナンスができるように錆鉄製蓋逆止弁ボックスに単式逆止弁（両平行雄ねじ型）を設ける

φ30以上はネジ筐を使用のこと

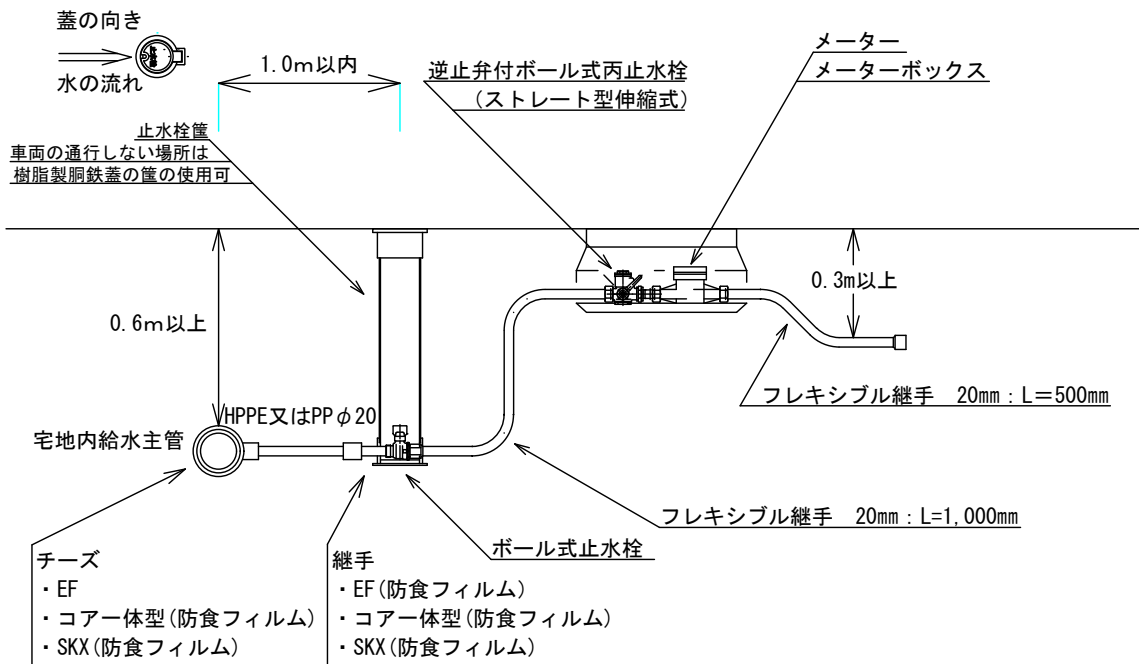


アパート、ハイツ メーター周り詳細図



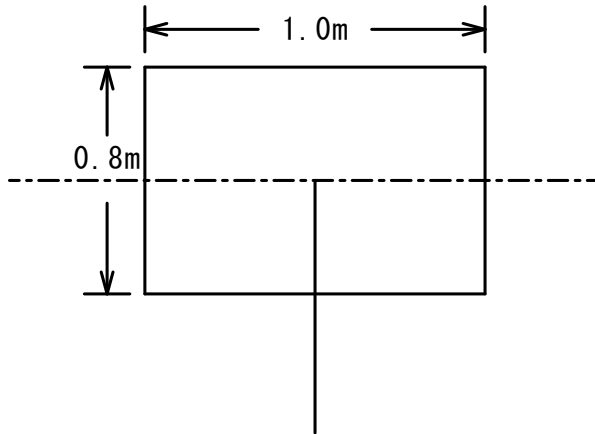
メーターボックスは、止水栓に対して90度まで曲げてよいが、全部屋のメーターボックスが同じ並び、同じ通水方向になるようにする。

13mmのメーターを使用する場合は片落ち丙止水栓及び二次側のフレキシブル継手に片落ち管を使用する。メーターボックスは小(φ13、φ20兼用)を使用する。

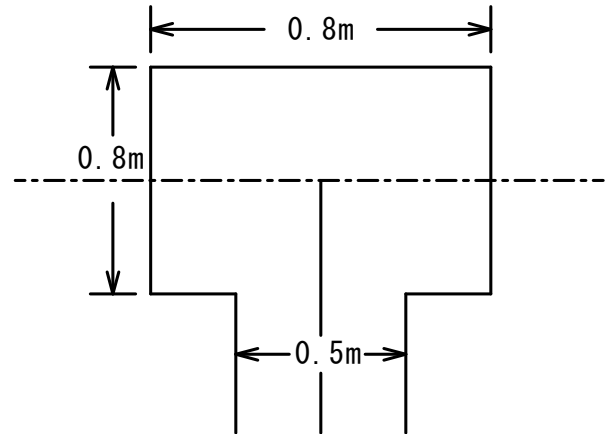


給水工事における掘削小穴

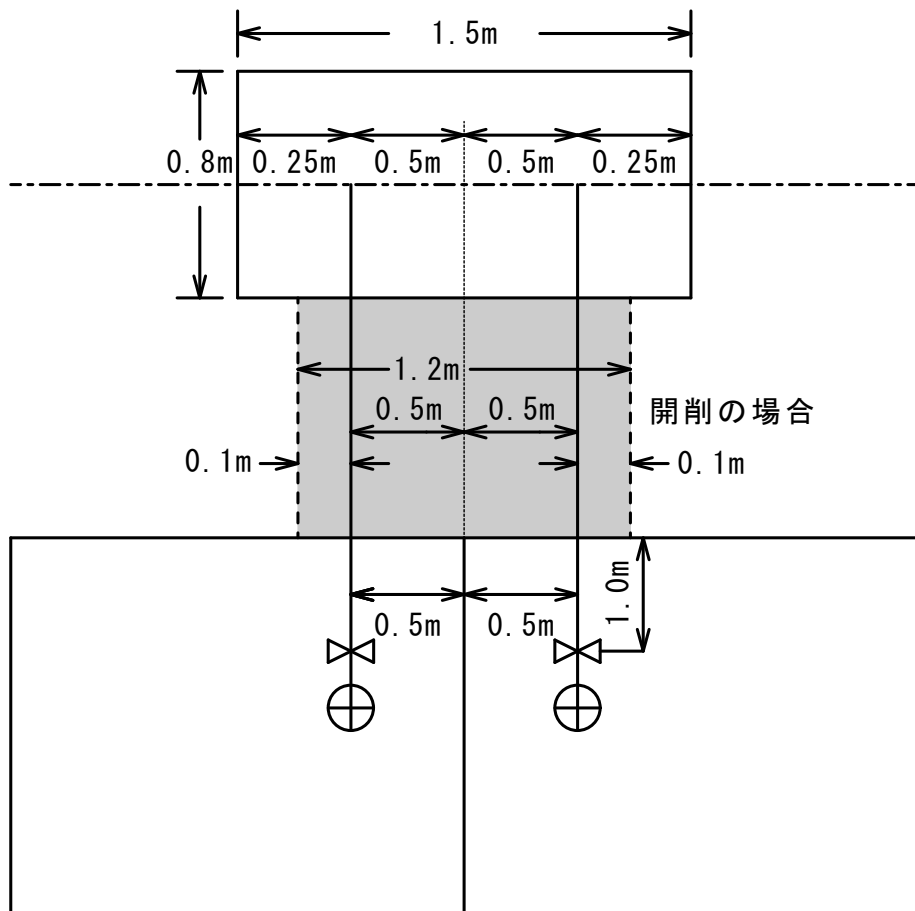
○ 推進



○ 開削

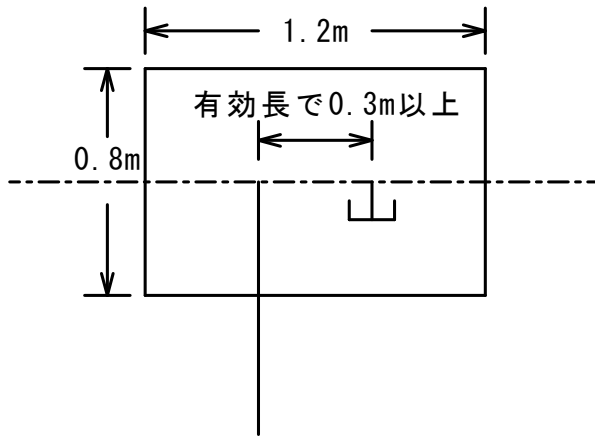


○ 1つの小穴で2箇所を取出す場合



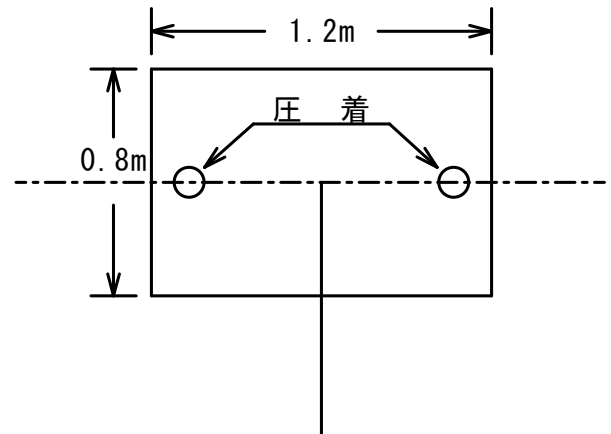
- ※ サドルとサドルの端面の間にスタッフを当てた写真を提出する。
- ※ サドルから乙止水栓までは真っ直ぐに施工する。
- ※ 隅切り 等がある場合は別途協議する。

○分水止めもする場合



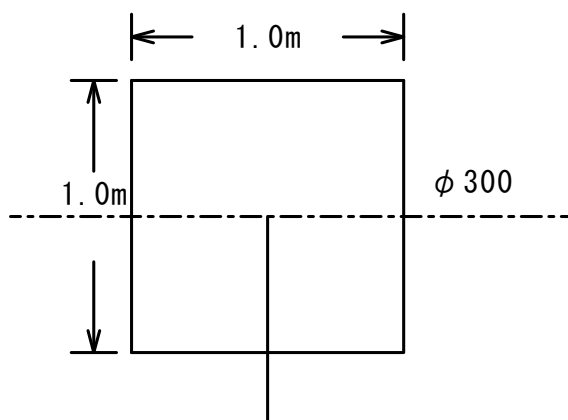
※ サドルとサドルの端面の間にスタッフを当てた写真を提出する。

○圧着して取り出す場合

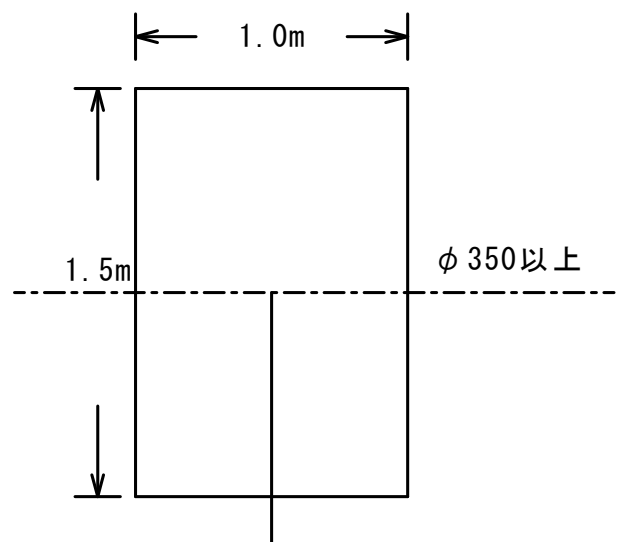


※ 小穴に役物が出てきたときに、役物と圧着箇所との距離を有効長で0.3m以上離せない場合は、有効長0.3m以上離れるよう小穴を広げる。

○φ300の本管から取り出す場合



○φ350以上の本管から取り出す場合



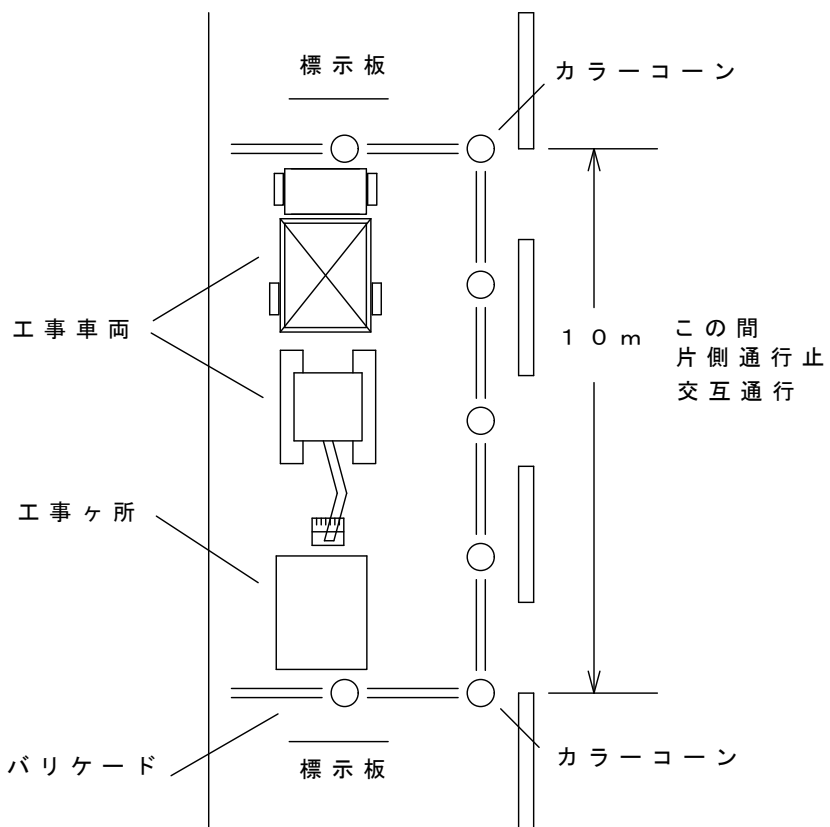
道路工事現場における標示施設等の設置基準

○ 標示板

単位：mm



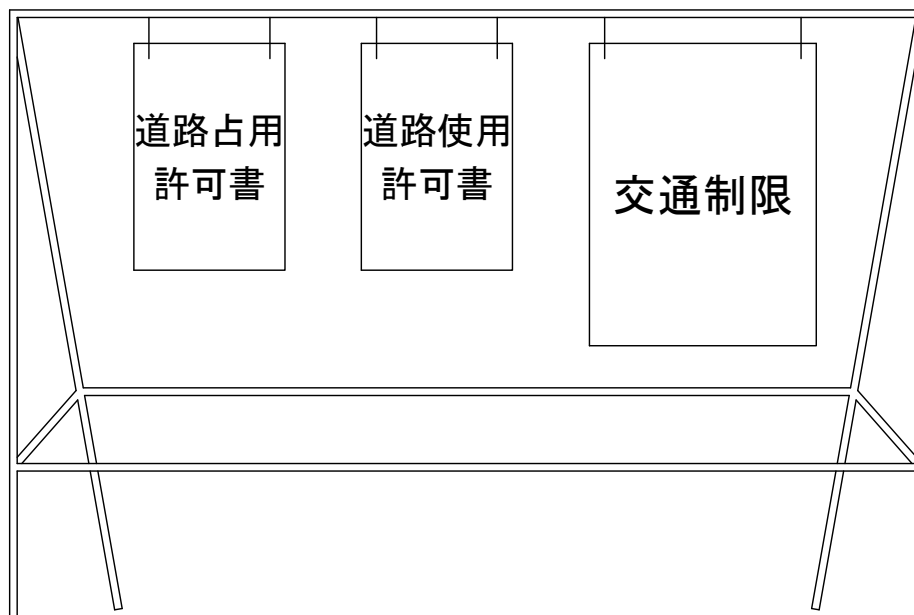
○ 標示等設置方法



※交通に対する危険の程度に応じて、標識施設等を設置してください。

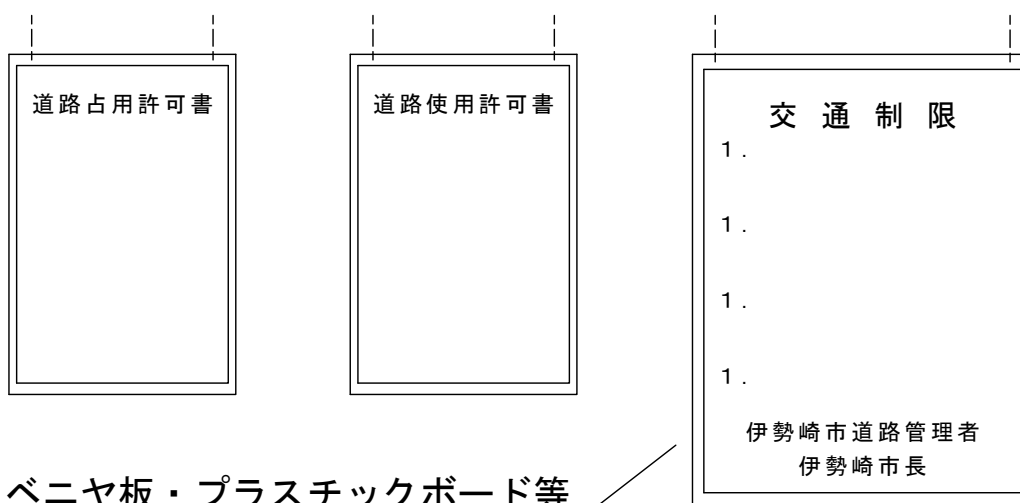
○各種許可書掲示

バリケード



許可書等拡大図

クサリ・金具等



給水取出し工事写真撮影要領

※写真は照り返しや影に注意し、対象が鮮明に写るように撮る

1 着工前

- ・着工前の写真は看板、許可書、保安施設を入れた工事箇所をの全景を、起点方向と終点方向からそれぞれ撮る。

2 各種許可書

- ・道路使用許可書・道路占用許可書・交通制限（片側通行止）等の許可書について正面から撮る。

3 交通誘導員

- ・工事箇所の交通の安全等を確保する為、また、工事作業員の安全についても十分留意して交通誘導員を配置する。（状況写真撮影）

4 分水栓取り付け及び取出し

- ・サドル付分水栓の取り付け作業でトルクレンチを使用していることがわかる写真を撮る。
- ・配水管にサドル付分水栓取り付け状態、及び配水管の深さ確認のため、管上（配水管）に垂直にスタッフ・小黒板を入れて撮る。（SKXチーズを使用する場合、分水止めがある場合も同様に写真を撮る。）
- ・穿孔時、穿孔機及び乙止水栓からの捨水状況写真を撮る。
- ・穿孔後、穿孔機ホルダーから穿孔片を取り出して、小黒板を入れて撮る。
- ・配水管がDIP・CIP・SGPの場合は、密着コア挿入状況写真及び密着コア挿入前後写真を撮る。
- ・耐圧試験写真撮影については、「耐圧試験写真撮影要領」を参照してください。
- ・分水止めがある場合には止める前、止めた後の写真を撮影する。
- ・サドル付分水栓をジョイント等より有効長で30cm以上離して取付ける場合（同一小穴による取出しも含む）はスタッフ等で離れが分かる写真を撮る。
- ・使用した金属製の継手、EFスクリージョイントの設置状況を全て撮る。（道路縦断で給水管を布設する工事で使用した場合も全て撮る。）
- ・掘削深さが1.5mを超える場合は、土留めをして写真を撮る。（民地内でも同様に写真を撮る。）

5 防食フィルム巻き立て

- ・腐食の防止を図るため、サドル付分水栓、配水管全体を防食フィルムで密着に巻き立て、銅線で確実に固定して小黒板を入れ完了写真を1枚撮る。（SKXチーズを使用する場合及び公道等でSKXエルボを使用する場合も同様に写真を撮る。）また、使用した金属製の継手、EFスクリージョイントも防食フィルムを巻き写真を全て撮る。（道路縦断で給水管を布設する工事で使用した場合も全て撮る。）
- ・分水止めをするサドル付分水栓にも防食フィルムを巻き写真を撮る。

6 埋戻し

- ・管の深さが0.9mより深い場合は管上0.3m、管の深さが0.9～0.75mの場合は深さ0.6m、管の深さが0.75mより浅い場合は管上0.15mまで洗砂をタコ・プレート等で転圧しスタッフ・小黒板を入れて撮る。次に碎石を厚さ0.2m以下毎にタンパ・ランマ等で十分に転圧しスタッフ・小黒板を入れてそれぞれ撮る。転圧作業状況も小黒板を入れて撮る。埋設シートは管上0.3m以上0.5m未満の範囲で深い層の上に敷きスタッフ・小黒板を入れて撮る。

- ・舗装道の場合、粒調砕石0.10m もタンパ・ランマ等で転圧した所をスタッフ・小黒板を入れて撮る。
- ・道路を縦横断方向に開削する場合は、40m以上の時は40m毎に、40m以下の時は2箇所以上適正な位置で写真を撮る。
(例：0～40mは2箇所、41～80mは3箇所、81～120mは4箇所)
- ・道路を横断方向に開削し、配水管と布設する給水管の深さが違う場合は、サドル付分水栓を設置した場所と深さの違う位置の2箇所で撮る。
- ・分水止めをする場合の埋戻しも埋設シートを敷き写真も同様に撮る。
- ・複数箇所を掘削した場合、全ての小穴の埋戻しの写真を管理する。
- ・布設した給水管については、開削、推進、道路横断、道路縦断全ての場合において埋設深さの分かるスタッフ等を使った写真を撮影する。
- ・給水管同士や他の地下埋設物との離隔が分かるスタッフ等をあてた写真を撮影する。

7 仮復旧と指定工事業者番号

- ・仮復旧の写真は、復旧箇所の縦・横にスタッフ又は帯広テープを当て、長さが確認できるようにし、道路に指定工事業者番号を青色でペイントし、小黒板を入れて撮る。
- ・仮復旧は加熱アスファルトを使い（常温合材は使用禁止）粒調砕石の上に乳剤を散布し、その散布後の状況写真を撮る。
- ・仮復旧完成時、路側線・センターライン等も復旧し、既存道路との境目に乳剤で目地をし、その上に砂で養生した完成写真を撮る。
- ・砂利道の場合には、復旧箇所の縦、横にスタッフ又は帯広テープを当て、長さが確認できるようにし、小黒板を入れて撮る。

8 セーフティマーク又は明示杭

- ・給水管埋設位置確認のため「セーフティマーク」を、道路側溝天端（民地側）に電気ドリル等で穴をあけ、コンクリートボンド等で養生して打ち込み小黒板を入れて撮る。
- ・道路側溝が存在しない場所で地先ブロックがある場所はセーフティマークを打ち込み、それ以外は官民境界の民地側に「明示杭」を打ち込み小黒板を入れ完了写真を撮る。

9 残土処理

- ・残土については、自由処分とし、トラック積み込み写真を撮る。
- ・現地処理の時は、その状況が分かる写真を撮る。

10 乙止水栓設置状況

- ・乙止水栓を現場に設置し、フレキシブル継手を接続した状態で写真を撮る。

11 指定工事業者シール

- ・メーターボックスの蓋の裏側に指定工事業者シールを貼り写真を撮る。

12 提出

- ・写真は、写真帳に入れ表紙に受付番号、工事場所、工期、工事施工者名を記入し、各写真の説明（埋戻しは、埋戻した層ごとの厚さと深さを表示した図）を記入のうえ、「工事施工書」と一緒に、取り出し工事完了後5日以内に給水係へ提出する。

給水工事検査について

1. 給水装置工事主任技術者は、申請建造物完成後は現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認する。
2. 給水装置工事主任技術者は、構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていることの確認。(水の汚染・水撃防止・浸食・逆流・凍結防止等の対策)
3. 給水装置工事主任技術者は、給水装置の使用開始前に必ず器具類の取り付け確認と、管内を完全に洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験(残留塩素測定等)を行う。
4. 耐圧試験は次のような手順により行い、試験水圧は原則として1.75MPaとする

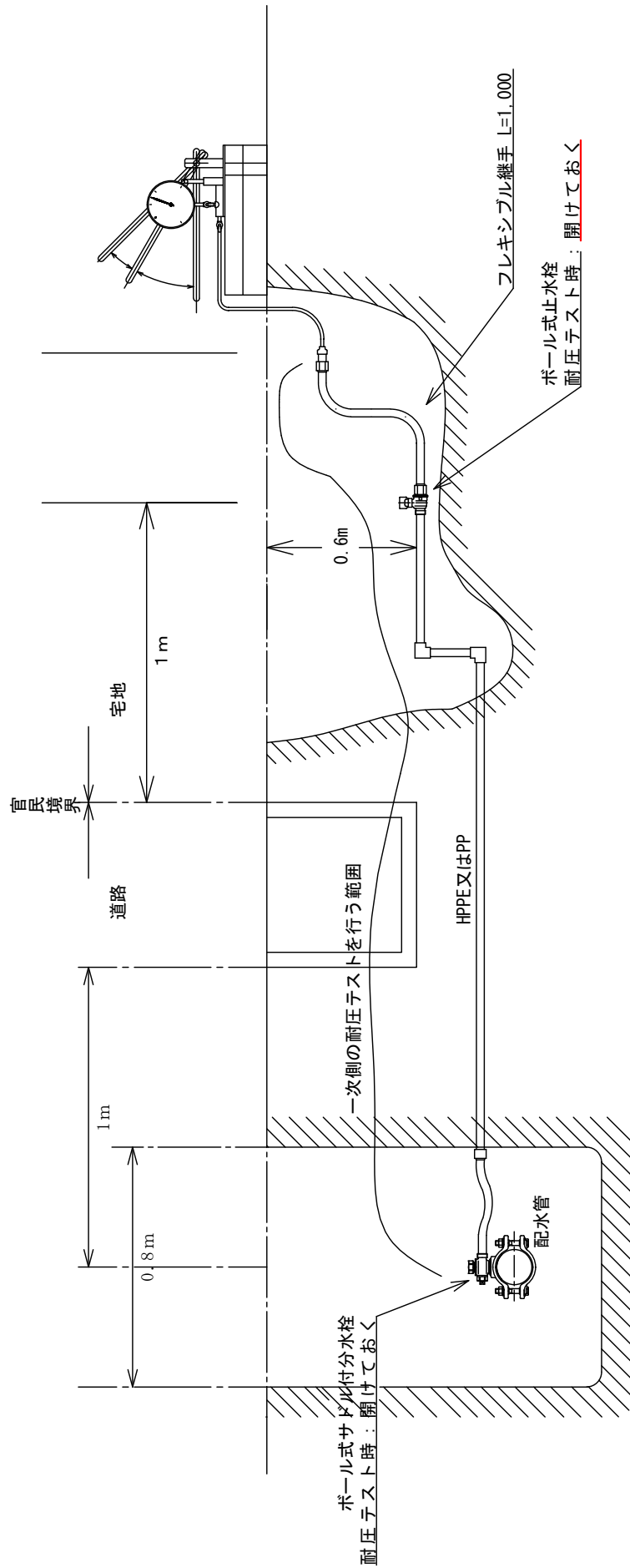
(1) 耐圧試験の手順(メーター器一次側)

- ① メーター接続用フレキシブル継手にテストポンプを連結する。
- ② 給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- ③ 充水しながら、バルブ等を僅かに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ④ 空気が完全に抜けたら、バルブ等を閉める。
- ⑤ 加圧を行い水圧が1.75MPaに達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分以上その状態を保持し、水圧低下の有無を確認する。
- ⑥ 試験終了後は、適宜、バルブを開いて圧力をさげてからテストポンプを取り外す。なお、メーター器二次側についても、同様な手順で耐圧試験を行う。

5. 給水装置工事主任技術者は、水質について次表の確認を行う。

項目	判定基準
残留塩素(遊離)	0.1mg/l以上
臭気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

耐圧テストポンプの掛け方（一次側）



一次側の耐圧テストは穿孔作業を行う前にサドル分水栓からメーターユニットの手前までを一括で掛ける。
 乙止水栓を二つ設置する場合は2回に分けて耐圧試験を行う。
 （丙止水栓を取り付けただまま耐圧テストをしない。）

給水装置工事施工基準：給水工事検査についての耐圧試験の手順参照

S K X チーズ

耐圧テストを行うためにパイプエンドを設置する

配水管接続部にS K X チーズを使用した場合は、チーゾ接続前にパイプエンドを設置し一次側の耐圧試験を行う。

細大図

耐圧試験写真撮影要領

1 全景（加圧前）写真

- ・ 主任技術者が写る
- ・ テストポンプとメーター接続用フレキシブル継手を接続した状態で撮る
- ・ 圧力計の値は0MP aで撮る
※写真が不鮮明な場合は拡大した写真を撮影する
- ・ 小黒板を入れて撮る

小黒板記入例

年 月 日	○年 ○月 ○日
工 事 名	○○邸新築給水設備工事
工 事 箇 所	伊勢崎市○○町○○番地
工 種	耐 圧 試 験
内 容	装置取付状況・主任技術者立会い
指定工事業者	(株) ○○設備工業

2 テストポンプの加圧完了直後の写真

- ・ 圧力計の値を1.75 MP aまで加圧して撮る
※写真が不鮮明な場合は拡大した写真を撮影する
- ・ 検査時の状況が確認できるように撮る
※圧力計だけを写さないようにする
- ・ 小黒板を入れる

小黒板記入例

年 月 日	○年 ○月 ○日
工 事 名	○○邸新築給水設備工事
工 事 箇 所	伊勢崎市○○町○○番地
工 種	耐 圧 試 験
内 容	加圧状況 1.75MP a
指定工事業者	(株) ○○設備工業

3 加圧後 1 分間経過後

- ・ 圧力計の値が 1.75 MP a より低くてもよいが保持している状態で撮る
- ・ 検査時の状況が確認できるように撮る
※圧力計だけを写さないようにする
- ・ 小黒板を入れる

小黒板記入例

年 月 日	○年 ○月 ○日
工 事 名	○○邸新築給水設備工事
工 事 箇 所	伊勢崎市○○町○○番地
工 種	耐 圧 試 験
内 容	1 分経過後 1.75MP a
指定工事業者	(株) ○○設備工業

4 (加圧後 1 分間経過後の) 圧力計の拡大写真

- ・ 圧力計の値が 1.75 MP a より低くてもよいが保持している状態で撮る
- ・ 小黒板を入れる

小黒板記入例

年 月 日	○年 ○月 ○日
工 事 名	○○邸新築給水設備工事
工 事 箇 所	伊勢崎市○○町○○番地
工 種	耐 圧 試 験
内 容	圧力計拡大 1.75MP a
指定工事業者	(株) ○○設備工業

5 「指定工事業者シール」貼付状況

※工事写真に含まれていれば、耐圧試験の写真では提出不要

受水槽設備について

給水方式を受水槽式とする場合は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1)受水槽の位置と構造

- ①材質は、鋼板製、合成樹脂製（できるだけ複合板を使用）、ステンレス製又は鉄筋コンクリート製等で、水質に悪影響を及ぼす恐れのないもの。
- ②受水槽内面に使用する塗料、仕上げ材は、公的試験機関で安全性が確認されているものを使用する。
- ③保守点検をするために必要なマンホール及びステップを取り付ける。
- ④マンホールは、次の事項を具備する。
 - ア．鉄製、樹脂製又は同程度の強度をもつもの。
 - イ．蓋には取手を設け、施錠装置を取り付ける。
 - ウ．蓋は、防水型を使用し、水密性をもたせる。
- ⑤オーバーフロー管、通気装置、排気管及び排水ピットを設けるものとし、排水する際に汚水等が逆流しない装置を施し、排水口、通気口には防虫及び防鼠のための網を取り付ける。
- ⑥高水位から受水槽内壁の上端まで、原則として30cm以上の余高をとる。
- ⑦吐水口とオーバーフロー水面との間隔は、別表－1による。
- ⑧流出口の取り付け位置は、槽底より下端において原則として10cm以上とし、低水位は、流出口の上端以上とする。
- ⑨槽底は、排水口にむかい勾配をつける。
- ⑩給水口と流水口の取り付け位置は、死水の生じない構造とする。
- ⑪大型受水槽には、極力水位異状警報装置を取り付ける。
- ⑫受水槽には、ウォーターハンマー（水撃）防止のため、波防板及び水撃防止器を取り付ける。
（別図3参照）
- ⑬関係法令等を遵守する。

(2)受水槽への給水方法

給水管口径25mm以上の受水槽への給水方法は、定水位弁を使用し、次の標準図に基づき配管する。

- ①地上式（別図1参照）
- ②地下室設置型
 - ア．副受水槽方式（地上式に準じる。）
 - イ．直接給水方法（別図2参照）
- ③ボールタップは、複式のものとし、波動防止等の措置を講ずる。
- ④ボールタップは、槽のマンホールに接近した位置に設ける。
- ⑤給水管は、ウォーターハンマー等の影響を受けないよう支持金具で強固に固定する。

⑥管理者が必要と認める場合は、減圧弁等を設置する。

(3)受水槽以下の装置

受水槽以下の装置は、次の事項を十分考慮するものとする。

①給水方式

高架水槽方式、圧送方式、蓄圧式給水タンク方式等とする。

②高架水槽等の構造

材質及びその他付属施設は、受水槽に準じて必要な配慮をする。

③高架水槽の容量及びポンプ能力の標準

ア. 容量は、時間平均使用水量の0.5時間から1時間分とする。

イ. ポンプ能力は、高架水槽を0.5時間以内で満水にできるものである。

④ポンプ施設

ア. ポンプは故障時間を考慮し、予備機を設置する。

イ. メーターに異常圧力がかからないものとする。

ウ. 空気が混入する恐れのないものとする。

エ. ポンプの故障・停電等に備えて、緊急時の連絡先を明示した表示板を受水槽の防護ネットに取り付ける。

別表－1

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中 心までの水平距離	越流面から吐水口の最 下端までの垂直距離
13mm以下のもの	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下のもの	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下のもの	50mm以上	50mm以上

備考1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具という。」を除く。）にあつては、この表右欄「25mm」とあり、又は「40mm」とあるのは「50mm」とする。

2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並び事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、この表右欄中「25mm」とあり、「40mm」とあり、又は「50mm」とあるのは、「200mm」とする。

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が1面の場合	壁からの離れが $(3 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(3 \times D)$ mmを超え $(5 \times D)$ 以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上
		壁からの離れが $(5 \times D)$ を超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
	近接壁が2面の場合	壁からの離れが $(4 \times D)$ mm以下のもの	$(3.5 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(4 \times D)$ mmを超え $(6 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(6 \times D)$ mmを超え $(7 \times D)$ mm以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上
		壁からの離れが $(7 \times D)$ mmを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上

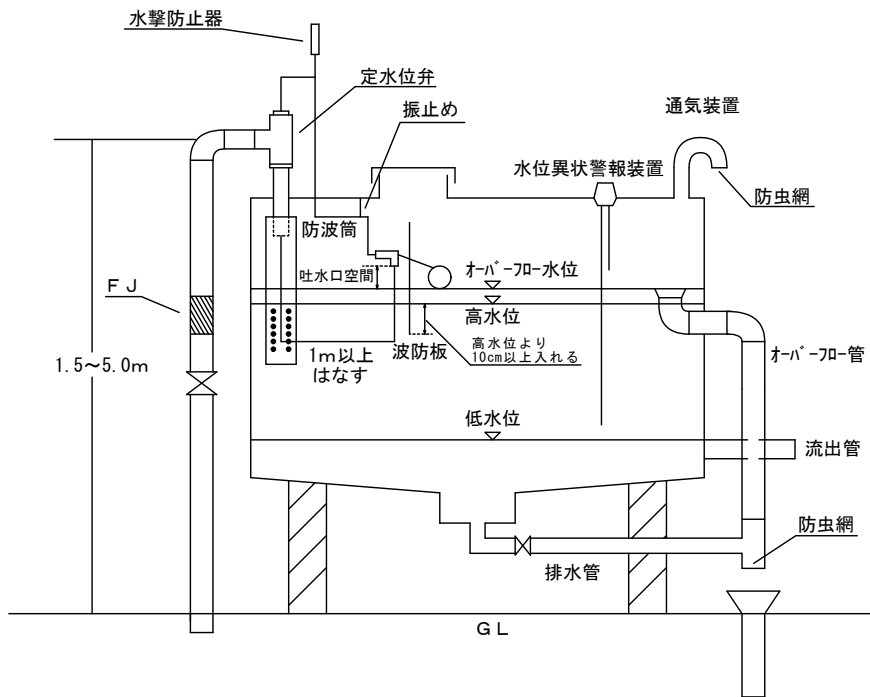
備考1 D：吐水口の内径（単位 ミリメートル）

d：有効開口の内径（単位 ミリメートル）

- 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4 浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、右欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあっては、当該距離は50mm以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、右欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200mm未満の場合にあっては、当該距離は、200mm以上とする。

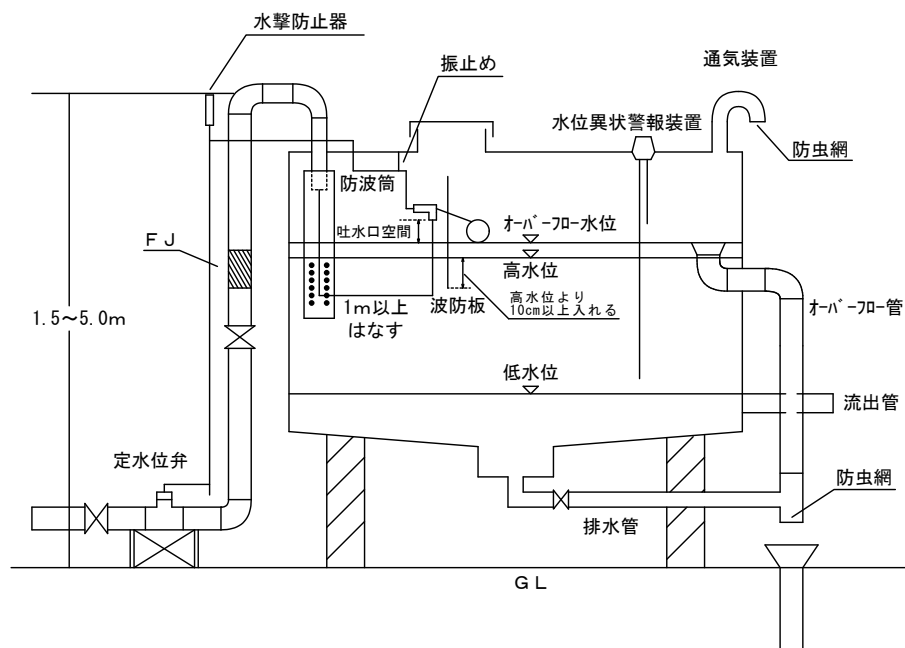
別図 1 地上式受水槽

①



※波防板については別図3を参照

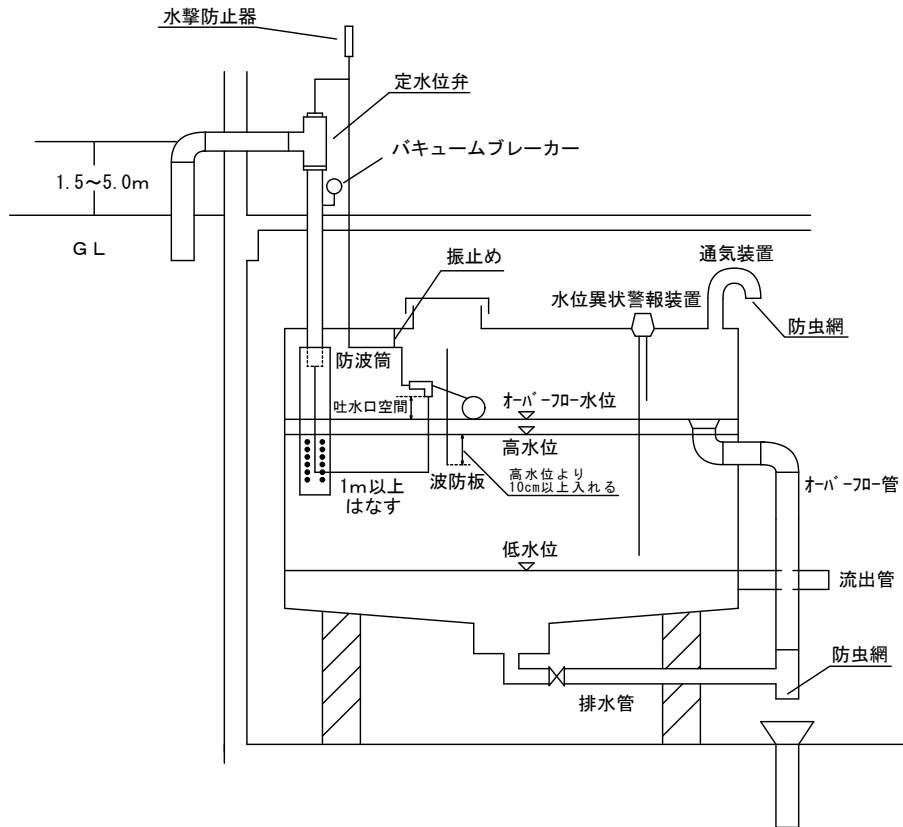
②



※波防板については別図3を参照

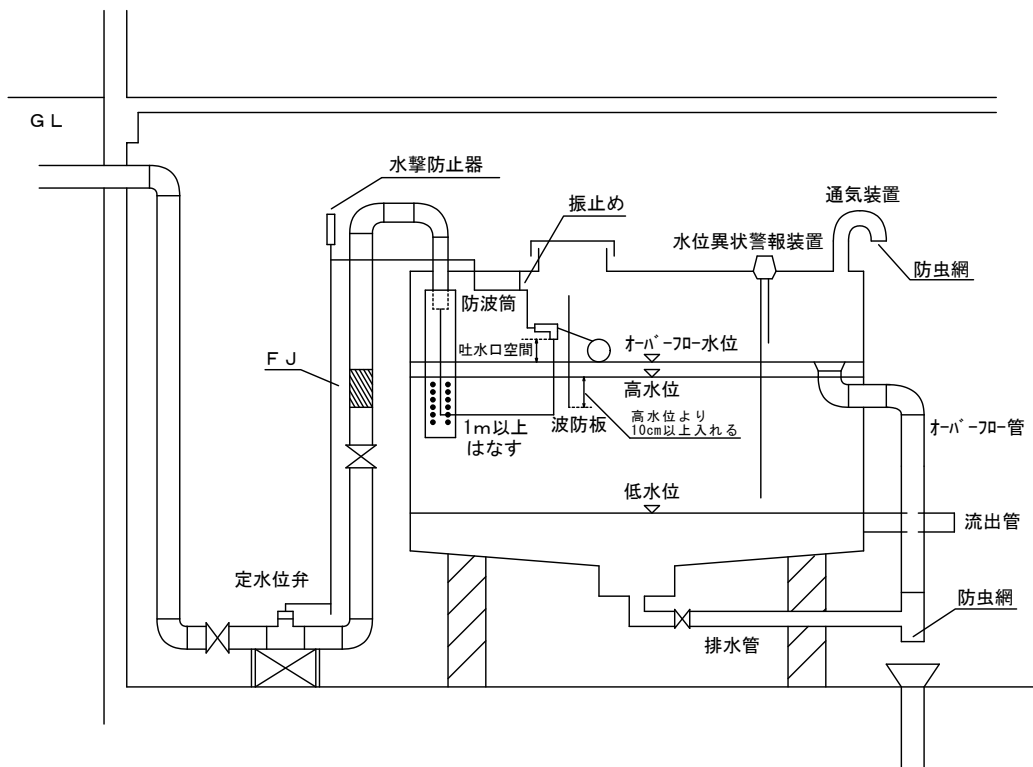
別図 2 地下式設置型直接給水方法

③



※波防板については別図3を参照

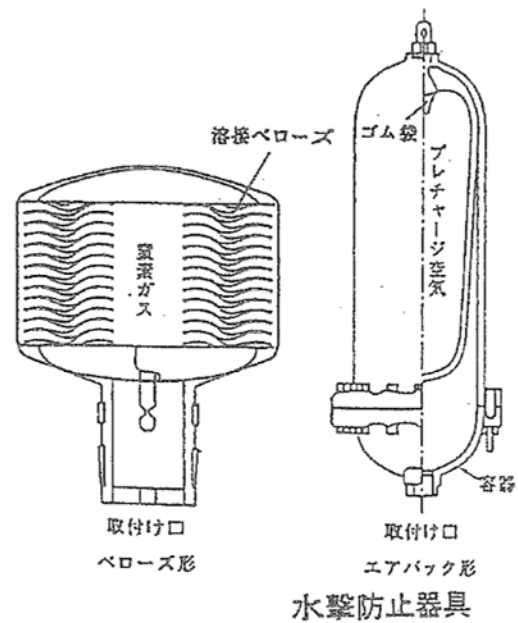
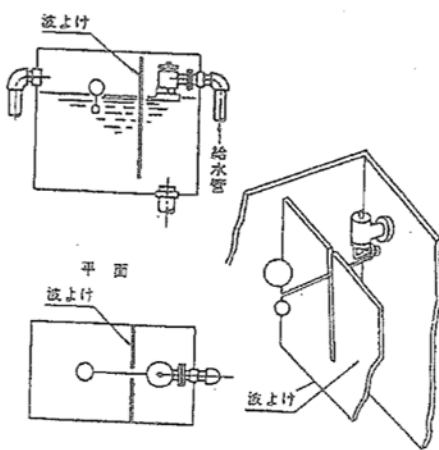
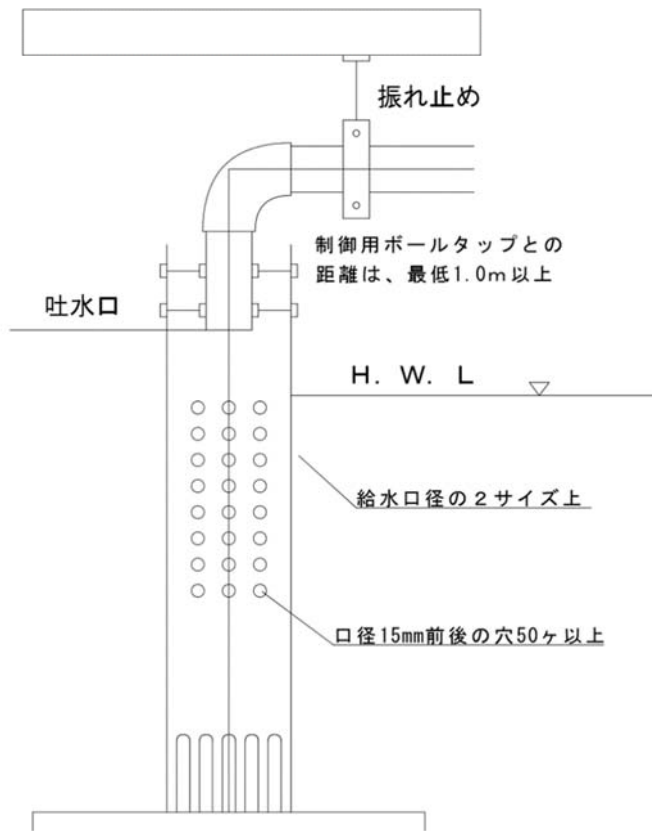
④



※この場合の定水位弁は流量調整型を設置し、量水器使用可能範囲の最大値に調整すること。

※波防板については別図3を参照

別図3 波防装置



水撃防止器具 (給排水・衛生設備の実務の知識)

建物種類別単位給水量・使用時間・人員表

建物種類	単位給水量 (1日当)	使用 時間 [h/日]	注 記	有効面積あたり の人員など	備 考
戸建て住宅	2500ℓ/人	10	居住者1人当たり	0.16人/㎡	男性250、女性300(ℓ/人)
集合住宅	2500ℓ/人	15			
独身寮	250～3000ℓ/人	10			
官公庁・事務所	800ℓ/人	8	在勤者一人当たり	0.2人/㎡	社員食堂・テナト等は別途加算
工場	800ℓ/人	操業時間+1	在勤者一人当たり	座作業0.3人/㎡ 立作業0.1人/㎡	社員食堂・シャワー等は別途加算
総合病院	1500～35000ℓ/床 30～600ℓ/㎡	16	病床(ベッド)数 延べ面積1㎡当たり		設備内容等により詳細に検討する
医院・診療所(歯科 医含む)	300ℓ/人	4	外来患者1人当たり	0.3人/㎡	
	1000ℓ/人	8	職員1人当たり		
ホテル全体	500～60000ℓ/床	12			設備内容等により詳細に検討する
ホテル客室部	4000ℓ/床				客室部のみ
保養所	5000ℓ/人	10			
喫茶店	600ℓ/店舗㎡	10	店舗面積1㎡当たり	店舗面積には 厨房面積も含む	厨房使用量のみ適用 便所洗浄水などは別途加算
飲食店	100～5000ℓ/店舗㎡	10	軽食100、そば200、和 食300、洋食400、中華 500(ℓ/店舗㎡)	同上	同上
社員食堂	1200ℓ/食堂㎡	10	食堂面積1㎡当たり	同上	同上
給食センター	300ℓ/食	10	1食当たり		同上
デパート・スーパーマーケット	250ℓ/㎡	10	延べ面積1㎡当たり		従業員分・空調用水を含む
託児所、幼稚園、保 育園、小学校	400ℓ/人	6	児童1人当たり		同時に収容できる人員(児童・生徒) プール用水(40～100ℓ/人)は、 別途加算
	1000ℓ/人	9	職員1人当たり		
中学校以上	500ℓ/人	6	生徒1人当たり		
	1000ℓ/人	9	職員1人当たり		
大学講義棟	30ℓ/人	9	延べ面積1㎡当たり		
劇場・映画館	300ℓ/㎡	14	延べ面積1㎡当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む
	0.3ℓ/人				
ターミナル駅	100ℓ/1000人	16	乗客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算 従業員分・多少のテナト分を含む
普通駅	30ℓ/1000人				
寺院・教会	100ℓ/人	2	参会者1人当たり		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	250ℓ/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/㎡	常勤者分は別途加算
高齢者福祉施設	5000ℓ/人	10	入居者1人当たり 職員等1人当たり		
	1000ℓ/人				
デイサービス	2000ℓ/人	9	利用者1人当たり 職員等1人当たり		
	1000ℓ/人				
公衆浴場	500ℓ/人	10	客1人当たり		従業員は別途加算 (男性100、女性150ℓ/人)
プール	300ℓ/人				
ゴルフ・パッティング場	250ℓ/人				
ホーリング場・スケート場	200ℓ/人				
ゲームセンター・卓球	50ℓ/人				
パチンコ店	500ℓ/台				
ガソリンスタンド	5000ℓ/台	8	洗車大型手洗 洗車小型手洗 洗車小型機械		
	3000ℓ/台				
	1000ℓ/台				
競技場、体育館、観 覧場	300ℓ/人	10	観客1人当たり		
	1000ℓ/人		選手、職員1人当たり		

- 注 1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。
 2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。
 3) 数多くの文献を参考にして表作成者の判断により作成。

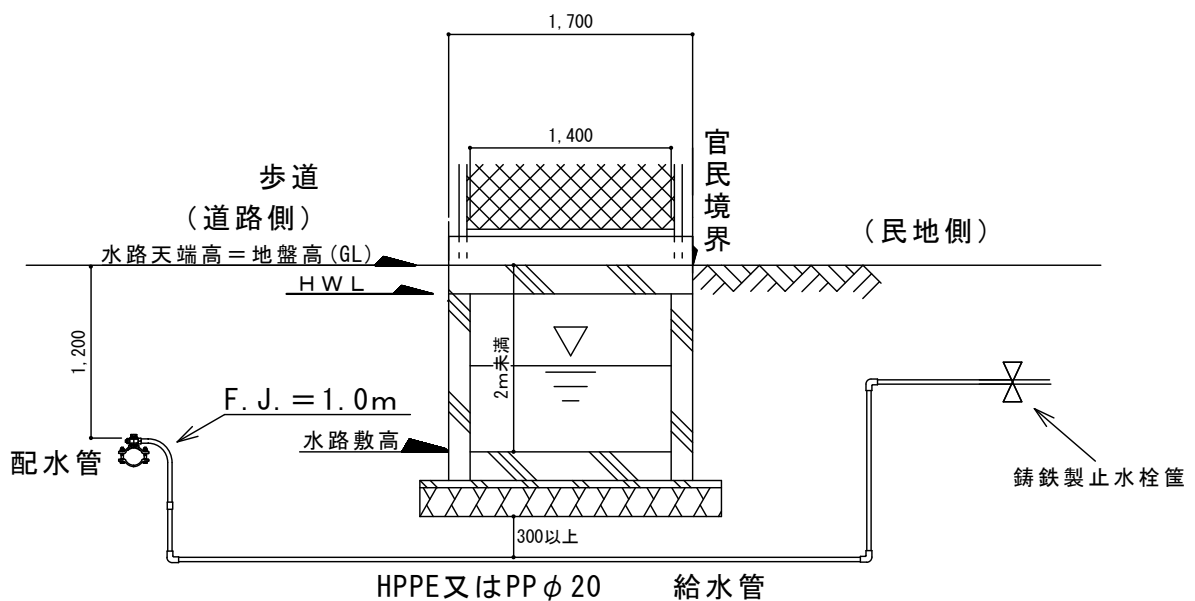
水路（開渠）を横断する場合の上越し、下越しの基準について

○原則として下越しにする。水路天端高から水路敷高までの距離が2.0m以上の場合は上越しでもよいが、上越しにする場合は下記事項に注意する。

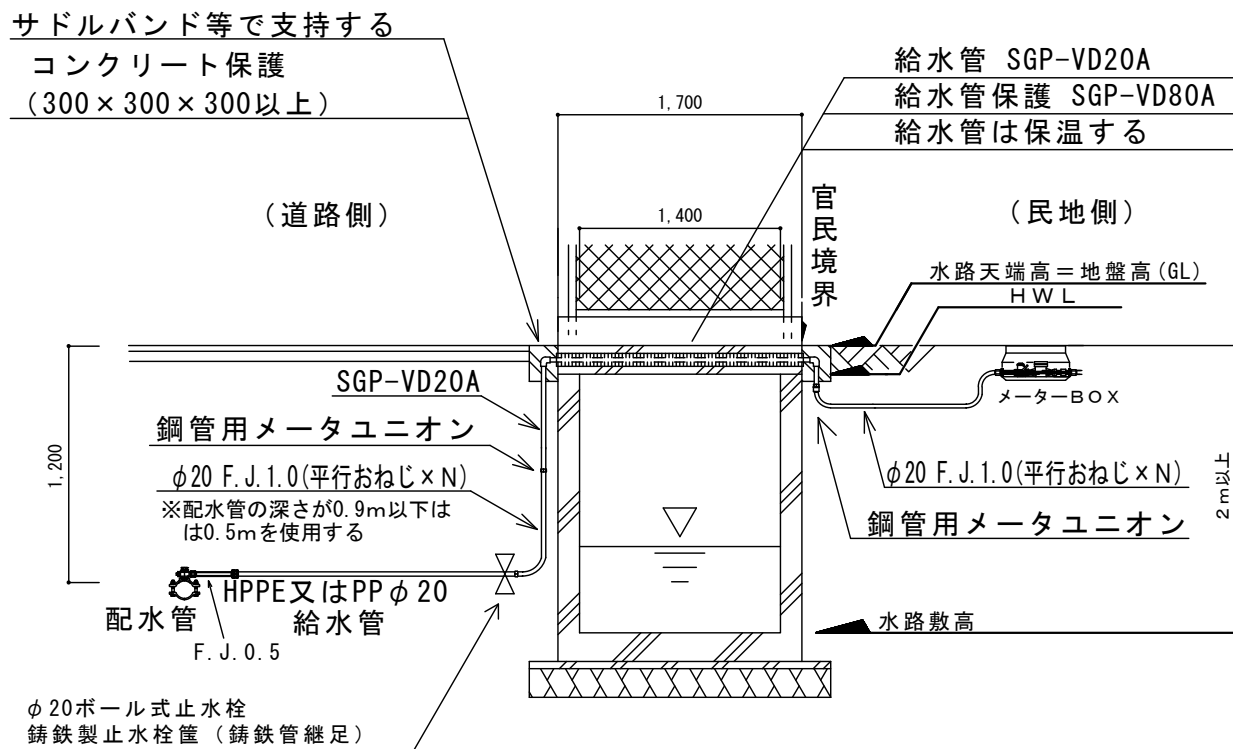
- ・道路内に管類が飛び出ないようにする。
- ・管の横断位置は水路の高水位ライン（HWL）以上にする。
- ・道路や水路の管理者と協議する。

○ボックスカルバート型水路（暗渠）は原則として大きさに関係なく下越しにする。

（下越し参考図）

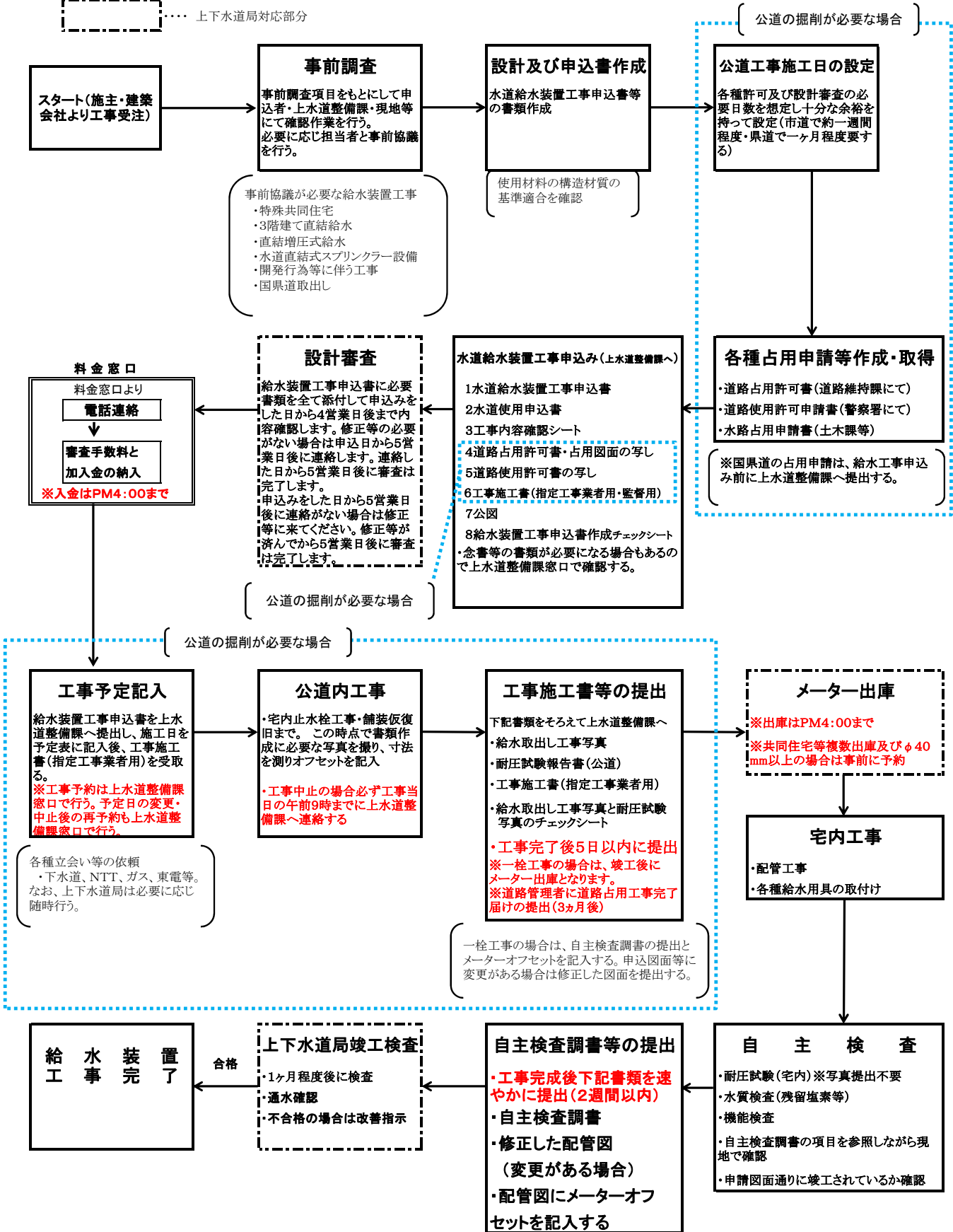


(上越し参考図)



給水装置工事フロー図

 …… 指定工事業者対応部分
 …… 上下水道局対応部分



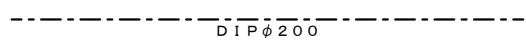
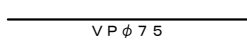


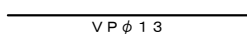

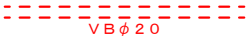
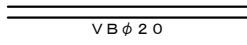





* 道路占有工事完了届はかならず道路管理者等へ提出する。（国県道の場合は上水道整備課へ提出）

事前調査項目

調査項目	調査内容	調査先や確認する場所			
		工事の 申込者	上下 水道局	現地	その他の 確認先
1. 工事場所	町名(字、丁目等)、番地等住居表示番号、 申請敷地及び周辺の状況	○		○	
2. 使用水量等	使用目的(事業内容・住居形態)、 使用人員、延べ床面積、取付栓数 自家水使用の有無	○			
3. 既設給水 装置の有無等	所有者、形態(単独・連帯)、 管の口径、管種、布設位置、水栓番号、 メーター口径、連合栓の有無とその状況、 メーター・乙止水栓の位置、 乙止水栓の深さ・材料、 関連敷地内の給水装置等の数	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	水道メーターと止水栓(仕切弁)の位置 管の布設位置(敷地・境界・建物・外構 との関係)	○		○	
5. 屋内配管	給水栓の位置(種類と個数)、給水用具、 建物内の間取り	○		○	
6. 配水管の 布設状況	口径、管種、布設位置、配水管の水圧、 周辺の仕切弁と消火栓の位置		○	○	
7. 道路等の状況	種別(公道・私道)、幅員、舗装種別、 官民境界、道路後退等、隅切り、 側溝や水路等の幅員と深さ、 工事に関する各種許可の取得			○	道路等 管理者
8. 各種埋設物の 有無・布設状況	種別(下水、ガス、電気、電話等)、 口径、布設位置(深さ・離れ・水道工事位置との離れ) 他の給水・下水・ガス等の取出し管			○	埋設物の 管理者
9. 現地の 施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事の有無、 施工中の周辺交通等への影響			○	埋設物の 管理者
10. 既設給水管 から分岐を する場合	分岐元管の所有者等、給水戸数、 口径、管種、布設位置、 既設建物との関連	○	○	○	所有者等
11. 受水槽方式 の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、 配管ルート			○	
12. 工事に関する 同意承諾の 取得確認	分岐に関する同意、 私有地給水管理設の同意、 その他利害関係者全ての承諾	○			利害 関係者
13. 建築確認	建築確認通知(番号)	○			

給水装置等表示一覧

管種の種類

	新設管	既設管	撤去
配水管	 DIPφ200		 VPφ75
給水管	 PPφ20 (HPPEφ20)	 HIVPφ20 既設自家水管を上水道給水管として切替えて使用	 VPφ13
ライニング鋼管	 VDφ20	 VBφ20	 VBφ20
自家水給水管	 HIVPφ20 自家水専用給水管	 VPφ20 自家水専用給水管	撤去管は記入しません
自家水ポンプ			

※ 図面作成時には、配水管は『黒』、給水管は『赤』で表記する。

管種の省略表示

名称	省略表示	名称	省略表示
ダクタイル鋳鉄管	DIP	ポリエチレン管 (1種2層管)	PP
鋳鉄管	CIP	ポリブデン管	PBP
鋼管	SGP	ステンレス鋼鋼管	SSP
石綿セメント管	ACP	ステンレス フレキシブル継手	FJ
塩化ビニル管	VP	架橋ポリエチレン管	XPEP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	高密度ポリエチレン管 (JIS外径)	HPPE
内面ライニング鋼管	VB		
内外面ライニング鋼管	VD		

給水装置記号の表示

名称	表示記号	名称	表示記号
仕切弁（配水管）		アングルバルブ （混合栓の場合）	 AV・混合水栓
乙止水栓（給水管）		特殊器具類（給湯器等）	 給湯器
量水器（メーター ボックスユニット）	 φ20MU	片落ちソケット	 SKX25×20S
量水器（量水器ボッ クス・丙止水栓含む）	 φ30M	逆止弁	
止水弁類（量水器二次 側）、2F立上がり等	 BV（又は「GV10K保安製」）	消火栓	
各種給水栓	 自在水栓	立上がりヶ所	 2Fへ+3.0
ボールタップ	 ボールタップ	さや管（水路上越し 防護管等）	 さや管VDφ50
ブースターポンプ		減圧弁	
受水槽		消火水槽	

給水装置記号の表示 2

名称	表示記号
ヘッダー配管用点検口 （点検口の名称記入）	 床下点検口
既設管との接続	 φ20S H I V P φ20（新設管） 人 V P φ20（既設管）

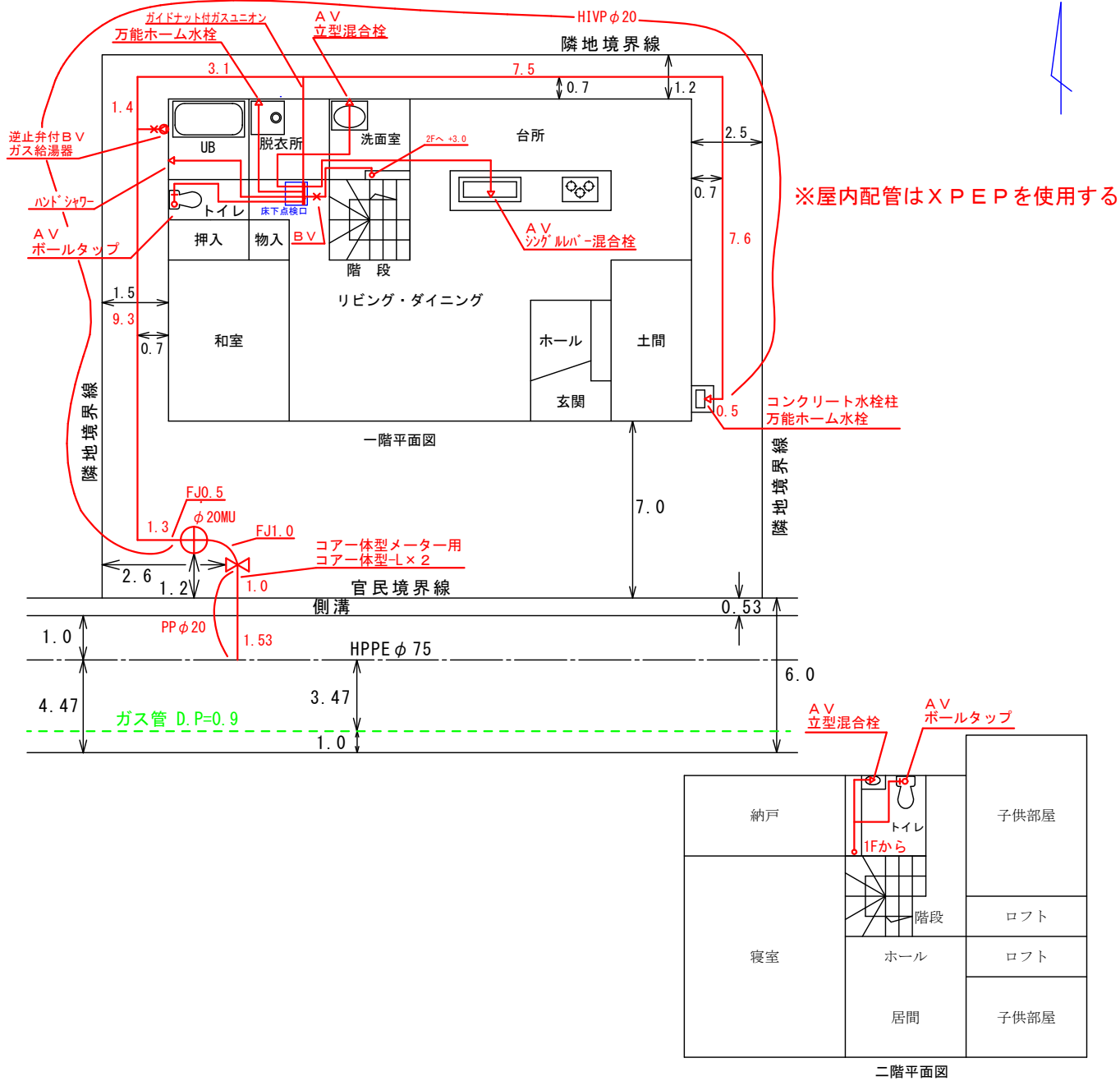
様式第1号(第3条関係) **1 公道分新設記入例**

水道給水装置 <small>(公道分)</small> <small>(新設)</small> 分岐改造 工事申込書	
(該当を○で囲む)	
<p>(宛先) 伊勢崎市長 給水装置工事を行いたいので申し込みます。なお、給水装置工事については、伊勢崎市給水条例及び同施行規程を遵守します。 本申し込みに係る利害関係の事項については、全ての利害関係人より同意等を取済済みです。 また、利害関係に関して利害関係人から異議があるときは、申込者の責任において解決します。</p>	
○ 年 ○ 月 ○ 日	
申込者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目○番地
	フリガナ イセサキ イチロウ
	氏名 伊勢崎 一郎
	電話番号 ○○○○-○○-○○○○
給水装置所在地(使用場所)	伊勢崎市波志江町○○番地 <small>部屋番号 区画番号</small>
給水装置所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目○番地 氏名 伊勢崎 一郎
土地所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目○番地 氏名 伊勢崎 太郎
家屋所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目○番地 氏名 伊勢崎 一郎
委任状	委任者 申込者と同じ 委任事項 給水装置工事に関する一切の権限 指定給水装置工事事業者 住所 伊勢崎市○○町○○番地 名称 ○○設備工業 電話番号 ××××-××-×××× FAX ××××-××-×××× 給水装置工事主任技術者 ○○ ○○
	メーター口径 φ 20 mm (口径変更する場合 元の口径φ mm)
	建築確認番号 ○○年○○月○○日 第 ○○○○ 号
	同意種類 土地 ・ 分岐 (水栓番号)
利害関係人	対象所在地 住所 氏名
	同意種類 土地 ・ 分岐 (水栓番号) 対象所在地 住所 氏名 <small>※給水装置所在地(使用場所)以外での利害関係人を記入する。土地の同意は管の埋設の他に掘削も含む。</small>
備考	

水栓番号	—		
課	審	受	
長	査	付	
協議欄 総務課長		料金係長	料金係
給水区域	竜宮・広瀬・波志江・書上・西久保 磯・あずま・境ふちな・境下武士		
地区	A・B	メーター出庫	要・不要
用途	一般用 ・ 臨時用 ・ 公衆浴場用		
受 付		給水装置工事申込手数料	
		金額	
		調定番号	番
		領収印	
加入金(税込)		調定番号	番
		領収印	
水道メーター	出庫日	年	月 日
	種別	指針	
	番号		
摘要			
検 査			
課	審	検	受
長	査	査	付
検査年月日		年	月 日
残留塩素検出量		mg/L	
所			判
見			定

※太線の枠内を記入してください。水栓番号は改造の場合に記入してください。

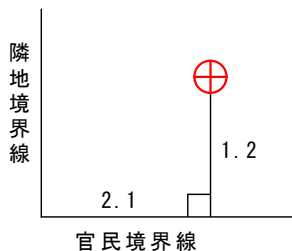
配管図



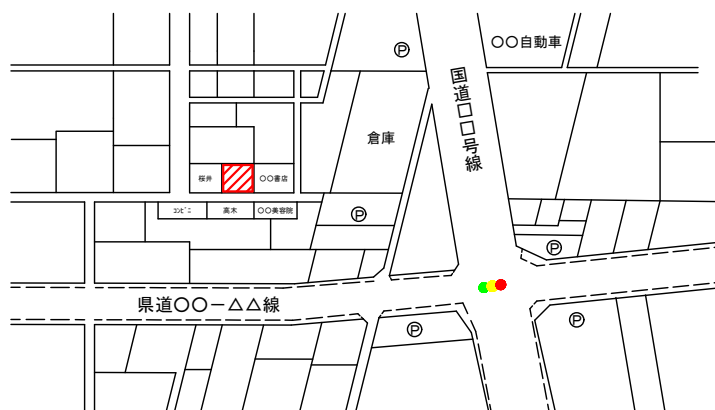
メ-ターオフセット

この欄は自主検査調書提出時に記入

(記入例)



案内図(申請地は赤で記入)

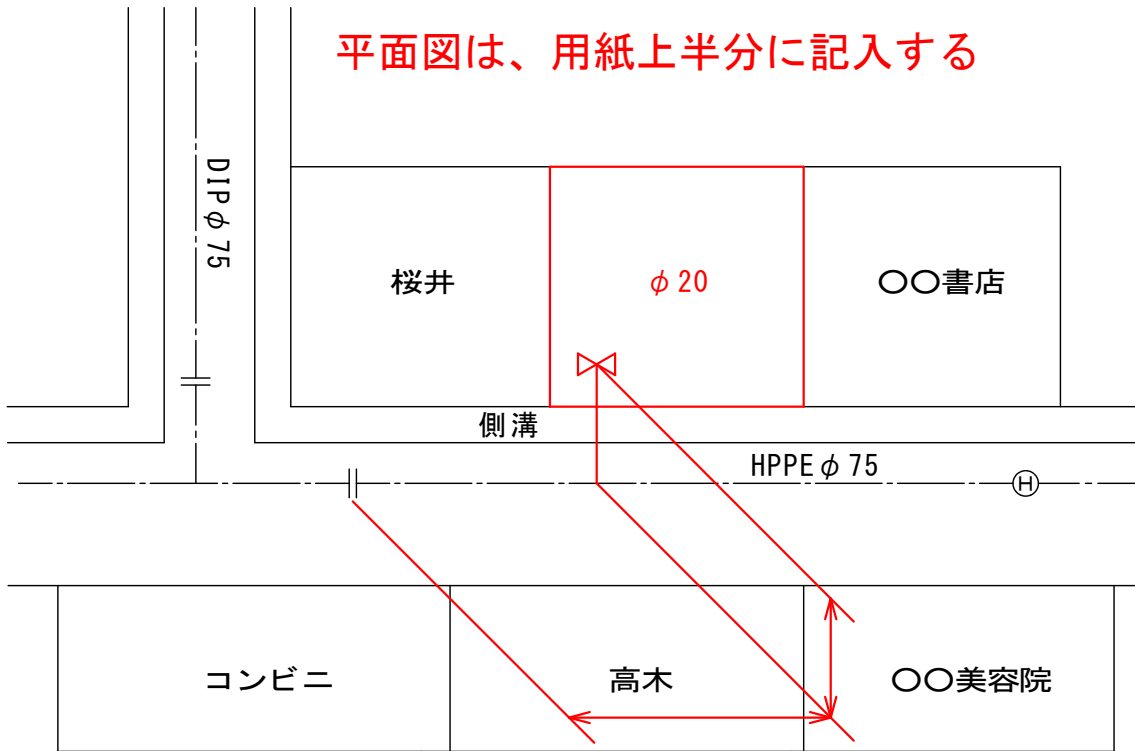


※太線の枠内を記入してください。

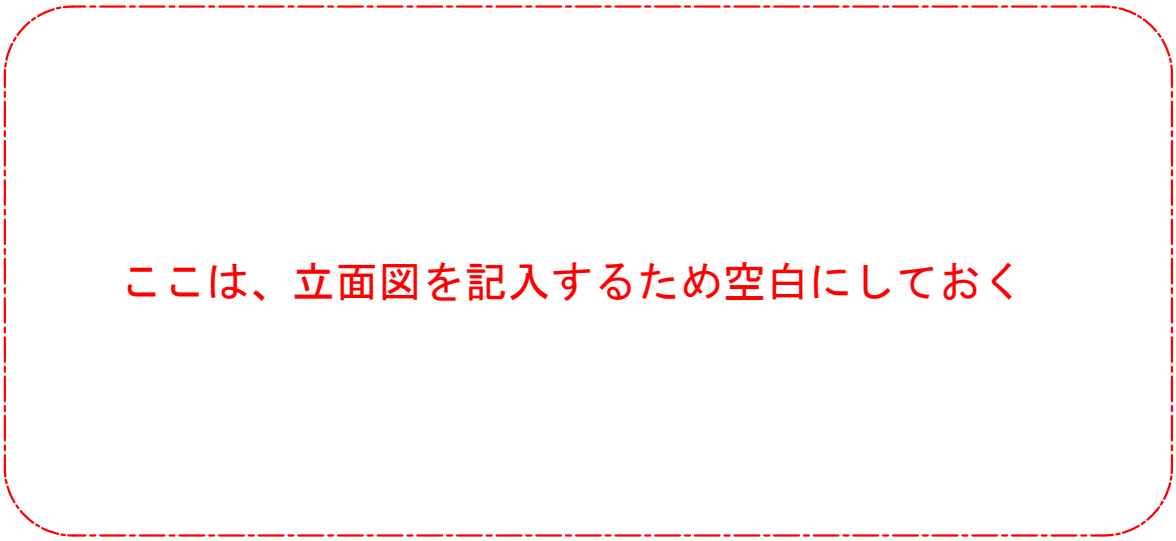
住宅地図 P

本管から止水までの取出し状況

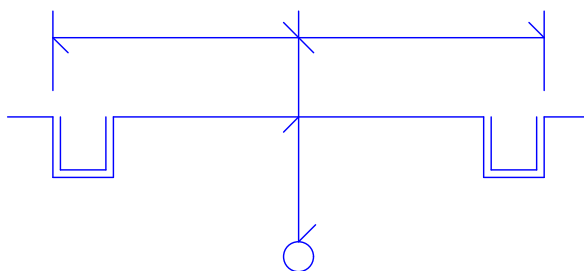
(平面図)



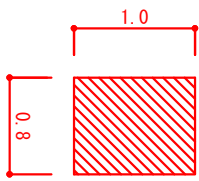
(立面図)



(断面図)



残留塩素検出量	mg/L	
年	月	日

給水材料（1次側）			掘削状況
名称	形状	数量	
ボール式サドル分水栓	HPPE φ75×20	1	
離脱付チーズ			
止水栓	20	1	
止水栓筐	鑄鉄製	1	
止水板	中	1	
ポリエチレン管	20 JIS K 6762		
ソケット	20コア一体型メータ用	1	
エルボ	20コア一体型	2	
VD管			
フレキシブル継手（公道）	20×500L	1	
フレキシブル継手（宅内）	20×1000L	1	
特殊割T字管			
杭又はセーフティマーク	水色	1	

念書

申込者

指定給水装置工事事業者

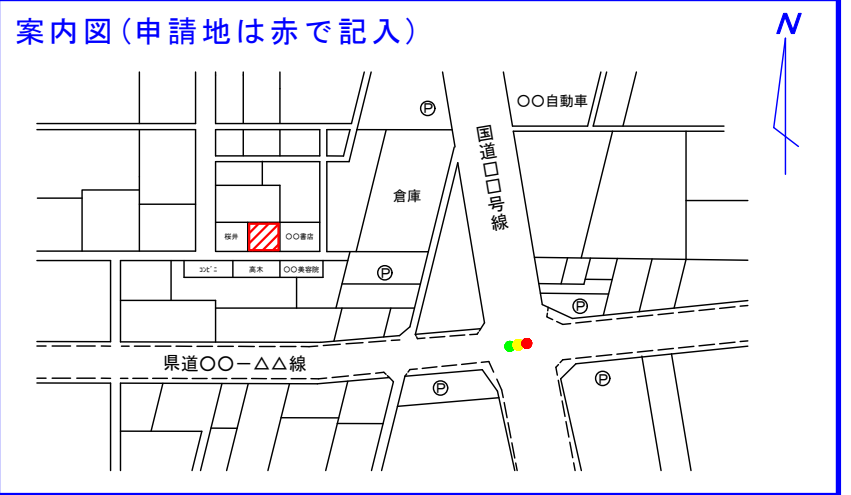
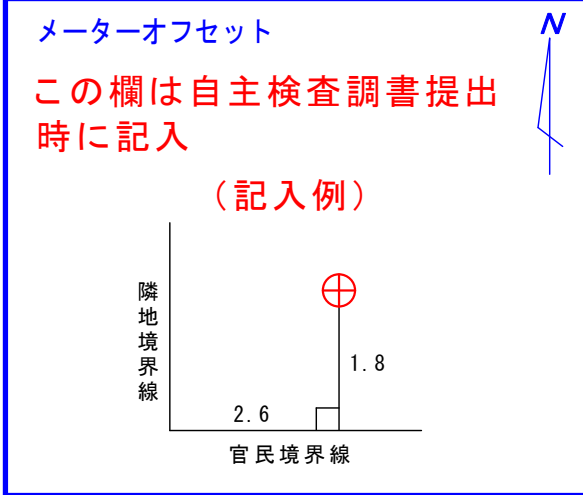
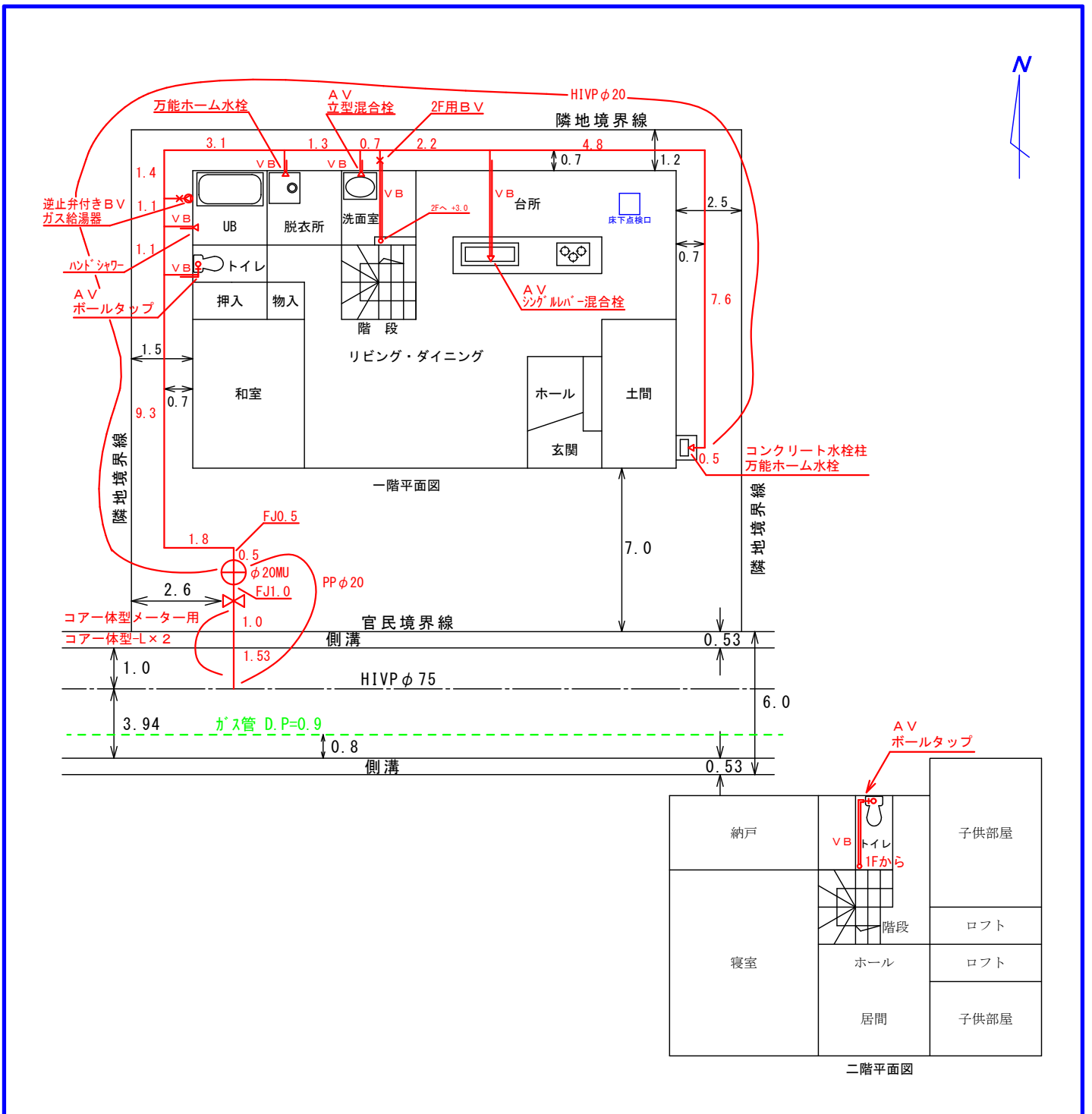
住所

氏名



分岐配管記入例

配管図

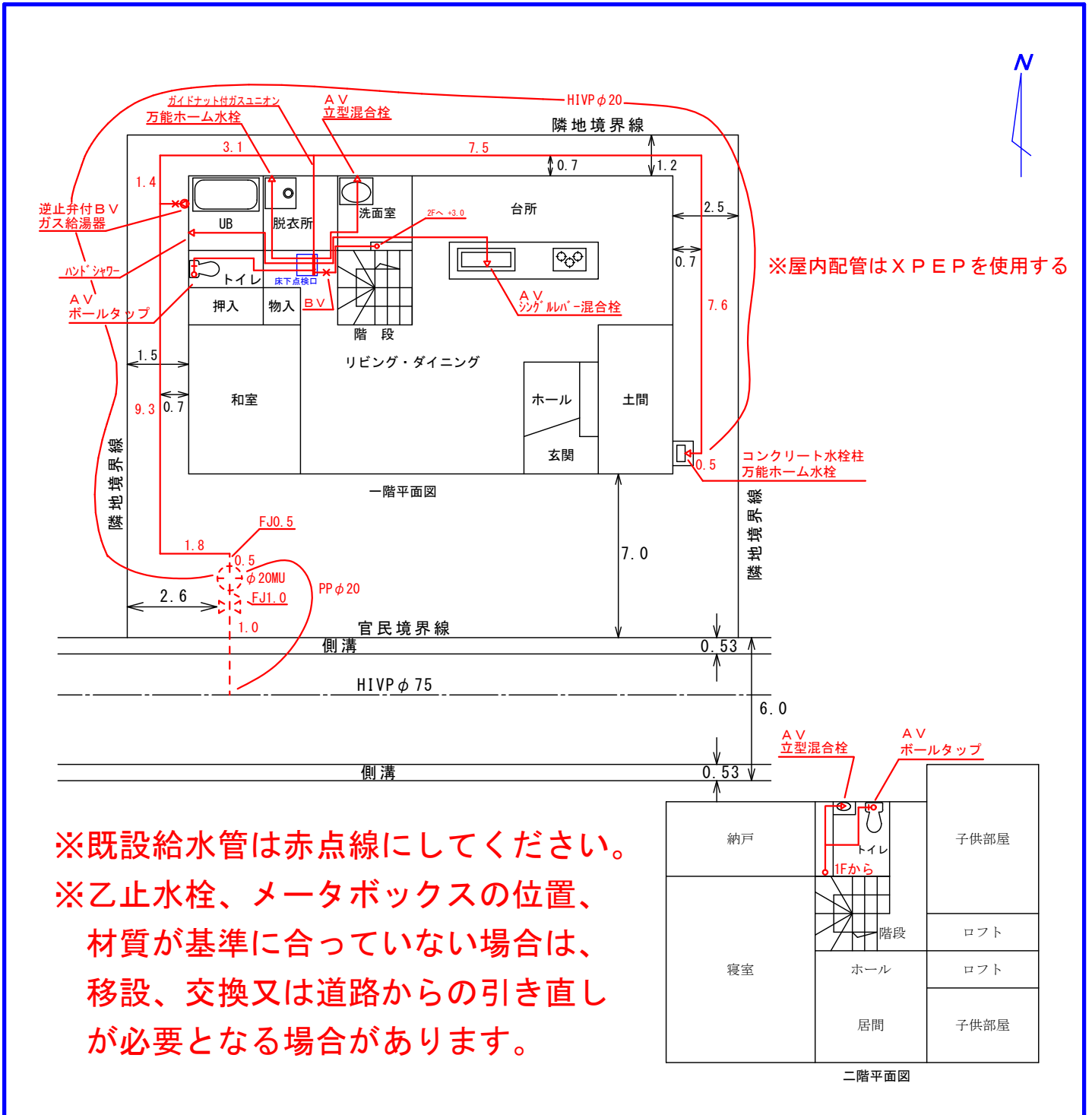


※太線の枠内を記入してください。

改造図面記入例

(既設引込管がある場合)

配管図



※屋内配管はXPEPを使用する

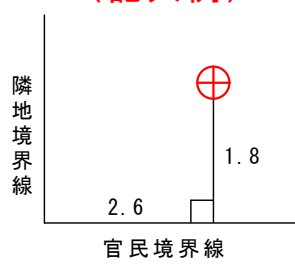
コンクリート水栓柱
万能ホーム水栓

※既設給水管は赤点線にしてください。
 ※乙止水栓、メータボックスの位置、
 材質が基準に合っていない場合は、
 移設、交換又は道路からの引き直し
 が必要となる場合があります。

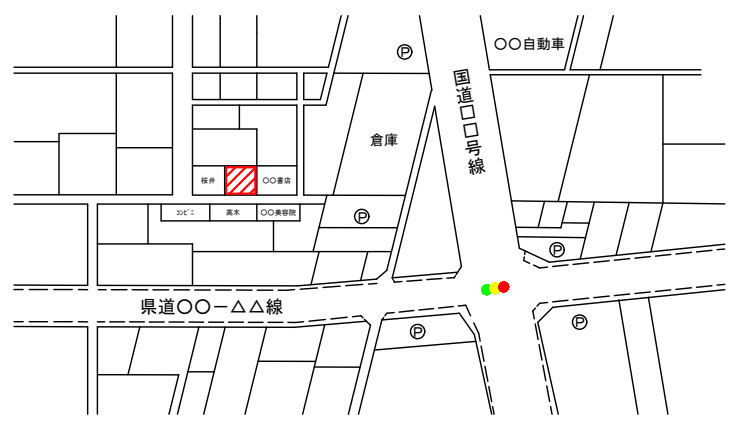
メーターオフセット

この欄は自主検査調書提出
時に記入

(記入例)

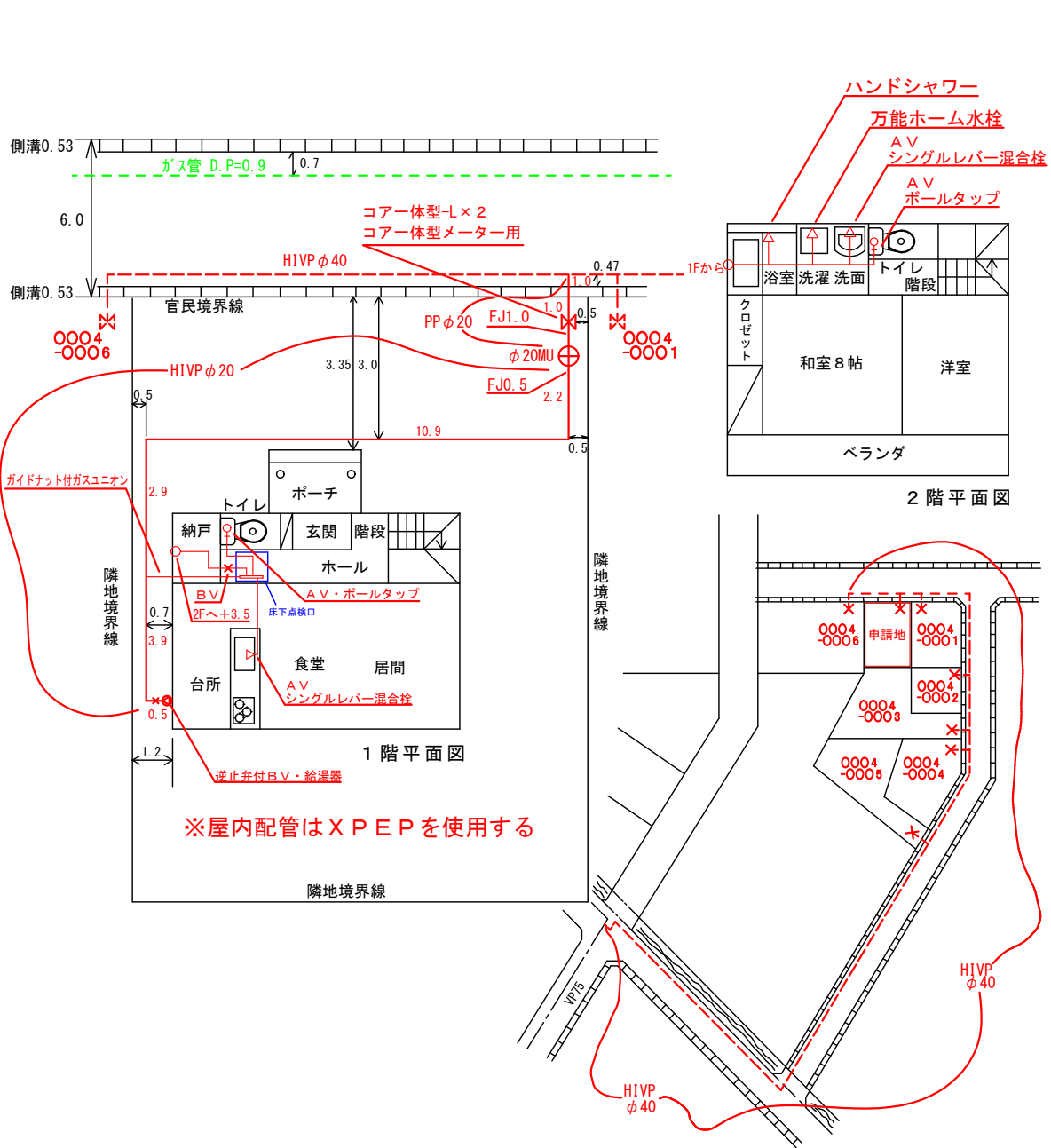


案内図 (申請地は赤で記入)



※太線の枠内を記入してください。

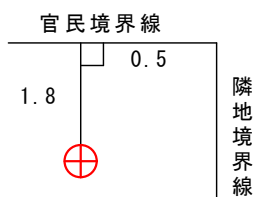
個人管分岐からの記入例 配管図



メーターオフセット

この欄は自主検査調書提出時に記入

(記入例)



案内図 (申請地は赤で記入)



※太線の枠内を記入してください。

念 書 記 入 例

給水材料（1次側）			掘削状況
名 称	形 状	数 量	
ボール式サドル分水栓			
離脱付チーズ			
止水栓			
止水栓筐			
止水板			
ポリエチレン管		/	
ソケット			
エルボ			
V D 管		/	
フレキシブル継手（公道）			
フレキシブル継手（宅内）			
特殊割 T 字管			
杭又はセーフティマーク			

念 書

この度の給水工事について、20ミリの量水器を設置するように指導を受けましたが、当方▲▲▲▲▲▲の都合上、13ミリ量水器を使用させて頂きたく、よって水量水圧等が不足しても上下水道局に対し、一切異議申し立てを致しません。

緑色の文字は手書き記入を示す。

申込者

指定給水装置工事事業者

住所 伊勢崎市○○町▲▲番地

(株) ○○設備工業

氏名 赤城 太郎



様式第1号(第3条関係) **共同住宅申込記入例**

水栓番号	—
------	---

水道給水装置 (公道分) (新設) **工事申込書**
(該当を○で囲む)

課	審	受
長	査	付

管末の部屋の場合の記入例
 管末以外の部屋の場合は、分岐・新設(又は改造)を○で囲む

(宛先) 伊勢崎市長
 給水装置工事を行いたいので申し込みます。なお、給水装置工事については、伊勢崎市給水条例及び同施行規程を遵守します。
 本申し込みに係る利害関係の事項については、全ての利害関係人より同意等を取済済みです。
 また、利害関係に関して利害関係人から異議があるときは、申込者の責任において解決します。

協議欄	料金係長	料金係
総務課長		

○年 ○月 ○日

住所 **伊勢崎市今泉町二丁目○番地**
 フリガナ **イセサキ イチロウ**
 氏名 **伊勢崎 一郎**
 電話番号 **××××-××-××××**

給水区域	竜宮・広瀬・波志江・書上・西久保 磯・あずま・境ふちな・境下武士
地区	A・B
用途	一般用 ・ 臨時用 ・ 公衆浴場用

給水装置所在地(使用場所)	伊勢崎市今泉町二丁目○○番地 ○○ヒルズ	部屋番号 区画番号 A-101
---------------	-------------------------	-----------------------

受付	給水装置工事申込手数料
	金額
	調定番号
領収印	

給水装置所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目○番地 氏名 伊勢崎 一郎
---------	-------------------------------

土地所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目○番地 氏名 伊勢崎 一郎
-------	-------------------------------

家屋所有者	住所 伊勢崎市今泉町二丁目○番地 氏名 伊勢崎 一郎
-------	-------------------------------

加入金(税込)	調定番号
	領収印

委任状	委任者 申込者に同じ	委任事項 給水装置工事に関する一切の権限
委任状	受任者	指定給水装置工事事業者
	住所	伊勢崎市○○町○○番地
	名称	○○設備工業
	電話番号	○○○○○-○○-○○○○○
	FAX	○○○○○-○○-○○○○○
	給水装置工事主任技術者	○○ ○○

水道メーター	出庫日	年 月 日
	種別	指針
	番号	

メーター口径 **φ 13 mm** (口径変更する場合 元の口径φ mm)

建築確認番号 ○年○月○日 第 ○○○ 号

同意種類	土地 ・ 分岐 (水栓番号)
対象所在地	
住所氏名	

同意種類	土地 ・ 分岐 (水栓番号)
対象所在地	
住所氏名	

※給水装置所在地(使用場所)以外での利害関係人を記入する。土地の同意は管の埋設の他に掘削も含む。

摘要

検査			
課	審	検	受
長	査	査	付

検査年月日 年 月 日

備考

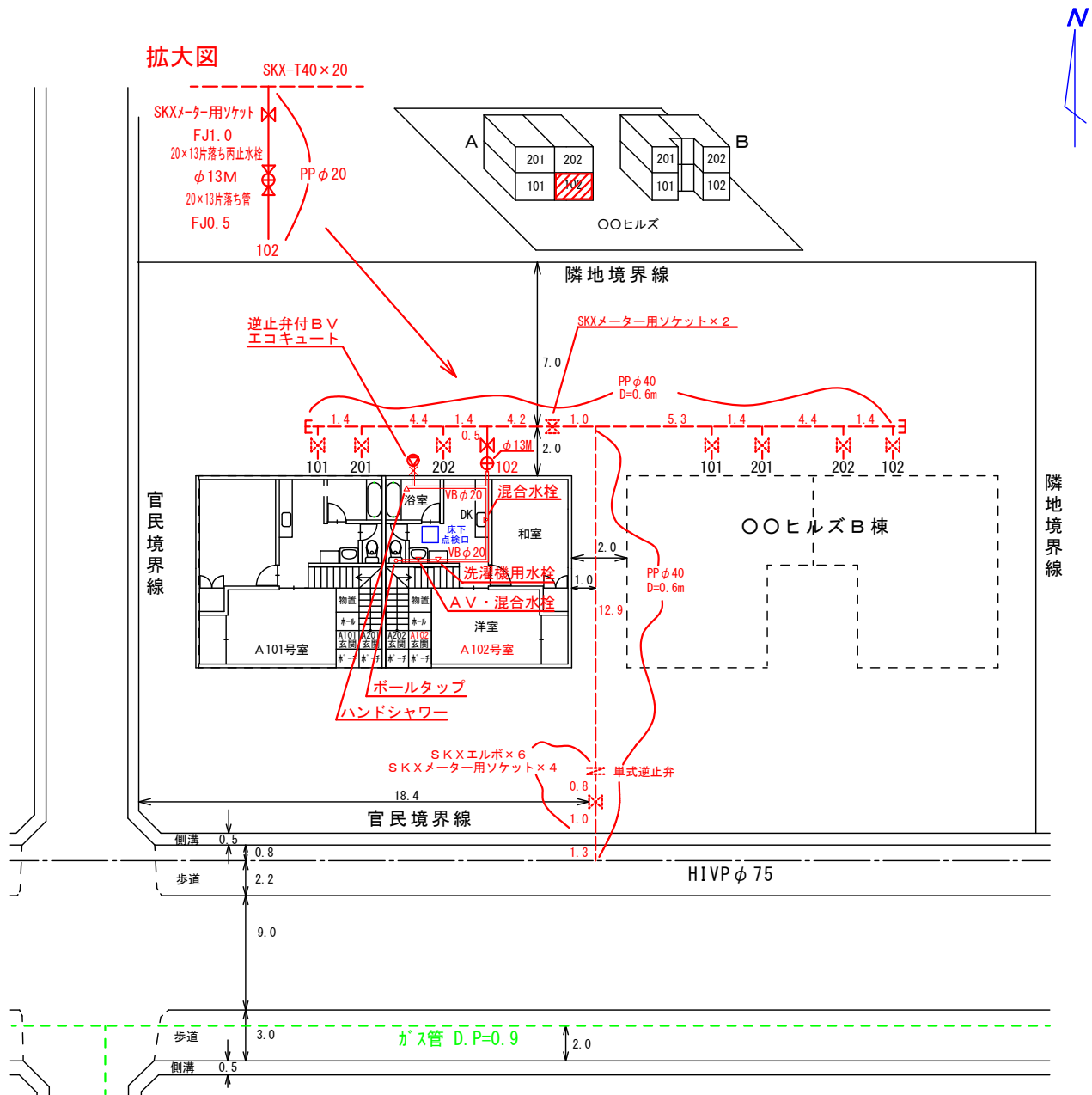
残留塩素検出量 mg/L

所見 判定

※太線の枠内を記入してください。水栓番号は改造の場合に記入してください。

アパート・ハイツ 1階への分岐記入例

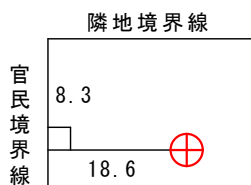
配管図



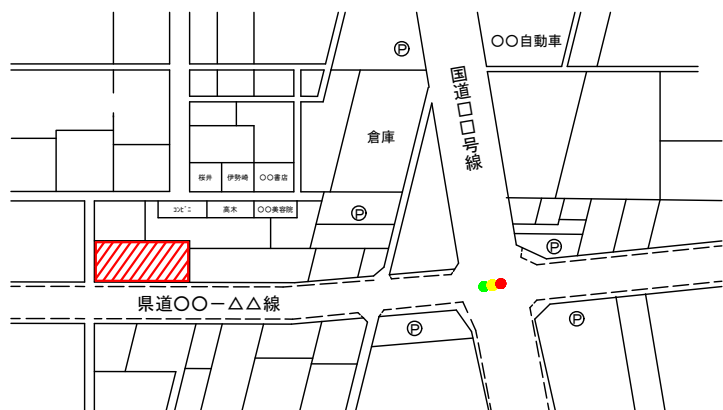
メーターオフセット

この欄は自主検査調書提出時に記入

(記入例)



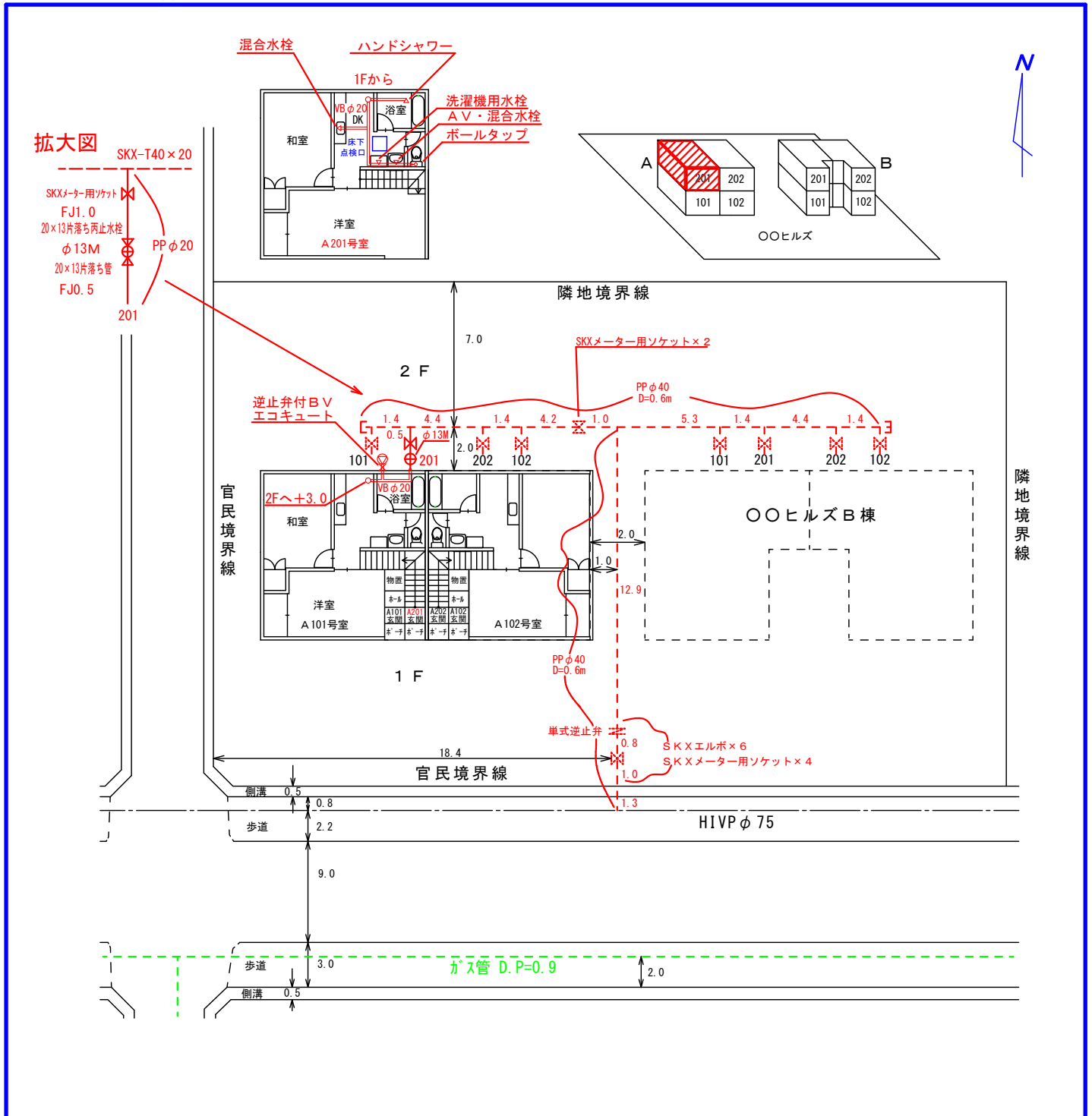
案内図(申請地は赤で記入)



※太線の枠内を記入してください。

アパート・ハイツ
2階への分岐記入例

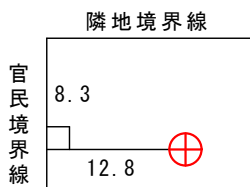
配管図



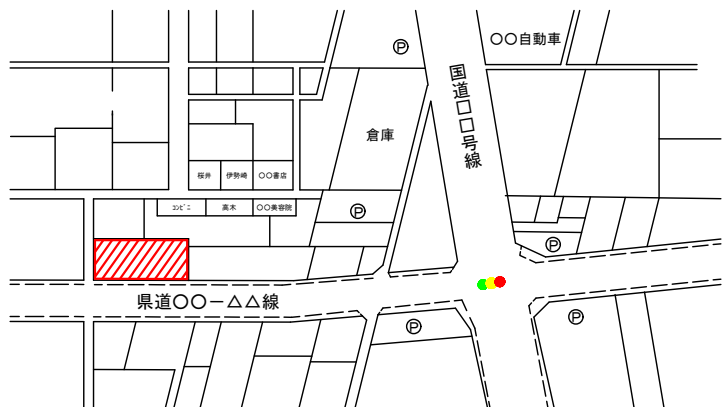
メーターオフセット

この欄は自主検査調書提出時に記入

(記入例)



案内図(申請地は赤で記入)



※太線の枠内を記入してください。

水道使用申込書

(宛先)伊勢崎市長

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

水栓情報

水栓番号					-				
水栓所在地	〒								

水道使用者 **※該当区分にチェックを入れて、住所・氏名等を記入**

区分	<input type="checkbox"/> 一般使用者 <input type="checkbox"/> 工事期間中の使用者		
住所	〒		
フリガナ 氏名			
電話	() -	携帯電話	() -

注) 一般使用者とは、今後継続して水道を使用する方を言います。

書類（納付書等）の送付先 **※該当区分にチェックを入れて、その他の場合は送付先住所を記入**

区分	<input type="checkbox"/> 水栓所在地 <input type="checkbox"/> 水道使用者の住所 <input type="checkbox"/> その他（下記のとおり）
その他住所	〒

上記のとおり、水道を使用したいので申し込みます。

- 水道料金の納付及び給水装置については、伊勢崎市給水条例及び伊勢崎市給水条例施行規程を遵守します。
また、これに違反したときは、その処分に従い、異議の申立てはいたしません。
- 検針及び漏水調査並びに修繕のため、宅地内に立ち入ることを同意します。
- 工事期間中の水道使用者は、工事終了後、責任を持って休止の手続きを行います。

.....
(上下水道局 記入欄)

メーター出庫日： 年 月 日 使用開始日： 年 月 日 メーター出庫者：

3

工事内容確認シート

※該当する項目について記入してください

申込者氏名		指定工事事業者名	
給水装置所在地			
項目	内 容		
給水する 建 物	<input type="checkbox"/> 建物種類 新築建物・既存建物・建物なし(一栓のみ) <input type="checkbox"/> 建物の用途 専用住宅・専用住宅以外(用途等: _____) <input type="checkbox"/> 建物がない場合(一栓のみ)の使用目的・用途等: _____ <input type="checkbox"/> 自家水使用 あり・なし <input type="checkbox"/> 受水槽 あり・なし		
既設の給 水装置	<input type="checkbox"/> 既設給水装置 あり(水栓番号: _____) ・ なし ※複数ある場合は全て記入する <input type="checkbox"/> 上記でありの場合 使用する・廃止する(廃止届提出) ※使用する場合、位置・材料が基準に適合していないときは適合するように計画する <input type="checkbox"/> 既設乙止水栓の位置(オフセット)・深さ 上流側の境界から(_____)m、左右の境界の近い方から(_____)m、深さ(_____)m <input type="checkbox"/> 既設乙止水栓の種類 鋳鉄製・フォルダーセット <input type="checkbox"/> 既設乙止水栓の設置位置に(物理的に)車両が進入できるか できる・できない <input type="checkbox"/> 既設乙止水栓の種類 三式・三式以外 <input type="checkbox"/> 取出し位置の変更(公道分改造で分水止を行う) する・しない		
配管計画	<input type="checkbox"/> 布設する給水管の近くに既設又は新設予定の下水の管・柵、電柱、雨水柵等の構造物はあるか あり(種類: 下水の管及び柵・電柱・雨水柵・その他「_____」) ・ なし <input type="checkbox"/> 給水管との離隔は有効で0.3m以上あるか あり・なし <input type="checkbox"/> 乙止水栓の設置位置に車両が(物理的に)進入できるか できる・できない		
取出し 工 事	<input type="checkbox"/> 取出し工事 あり・なし <input type="checkbox"/> 道路の状況 舗装・砂利 <input type="checkbox"/> 道路側溝等はあるか ※ありの場合は種類も記入する。また深さを確認して計画する あり(種類: 側溝・水路・その他「_____」) ・ なし <input type="checkbox"/> 埋 設 物 あり・なし <input type="checkbox"/> 埋設物種類 下水・ガス・電気・電話・その他(_____) ※埋設物がある場合は口径、布設位置(水道工事位置との離れ)を配管図に記入する <input type="checkbox"/> 取出し予定位置から0.3m以内に他の給水・下水・ガス等の取出し管があるか あり・なし <input type="checkbox"/> 掘削した同一の穴に他の給水管の布設、分水止、下水管等の布設をするか する(工事の種類: _____ 区画等: _____) ・ しない <input type="checkbox"/> 舗装本復旧 当該工事で施工(施工業者: _____) ・ 他工事(_____)で施工		
境 界	<input type="checkbox"/> 乙止水栓・メーターの設置位置付近の境界を判断するための指標とした杭や構造物等の種類 境界杭・側溝・建築図面・仮杭・その他(_____)		
公共工事の場合	<input type="checkbox"/> 公共工事の工事名:		
臨時用料金適 用工事の場合	<input type="checkbox"/> 使用期間(見込み): _____年 月 日 ~ _____年 月 日 <input type="checkbox"/> 終了後の処理 分水止・別申請で取出し管使用・メーター撤去		

4

様式第2号(第2条、第3条関係)



道路占用 許可書

新規	東新	変東	
----	----	----	--

伊道指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

担当者 様

占用の目的	上水道給水管埋設		
占用の場所	路線名 市道 号線	車道	
	場 所		
占用物件	名 称	規 模	数量または掘削面積
	給水管	ポリエチレン管 φ	mm
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年間	占用物件 の 構 造 申請書記載のとおり
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	工事実施 の 方 法 申請書記載のとおり
道路の復旧 方 法	原形復旧	添付書類	
占 用 料	免除	占用番号:	

年 月 付けで(申請)の道路占用(新規)については、別紙の条件を付けて許可します。

伊勢崎市長

料金内訳:
給水管 免除



手数料欄

手数料欄

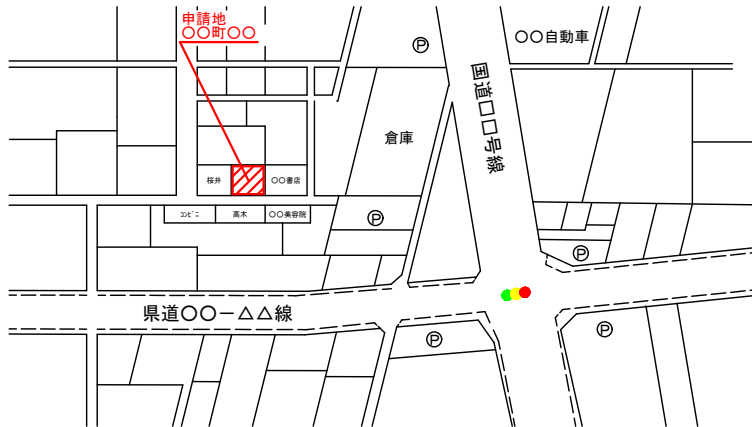
様式第六(第10条関係)

<h2 style="margin: 0;">道路使用許可申請書</h2>					
<p style="margin: 0;">警察署長 殿</p>		<p style="margin: 0;">年 月 日</p>			
<p style="margin: 0;">申請者</p>	<p style="margin: 0;">住所</p>	<p style="margin: 0;">(TEL)</p>			
<p style="margin: 0;">氏名</p>		<p style="margin: 0;">,</p>			
道路使用の目的					
場所又は区間					
期 間	<p style="margin: 0;">年 月 日 時から 年 月 日 時まで</p>				
方法又は形態					
添付書類					
現場	住所				
責任者	氏名	電話	- -		
<p style="margin: 0; text-align: center;">第 号</p> <h2 style="margin: 0; text-align: center;">道路使用許可証</h2> <p style="margin: 0; text-align: center;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p style="margin: 0; text-align: right; padding-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right; padding-right: 20px;">警察署長 印</p>				条 件	
条 件					

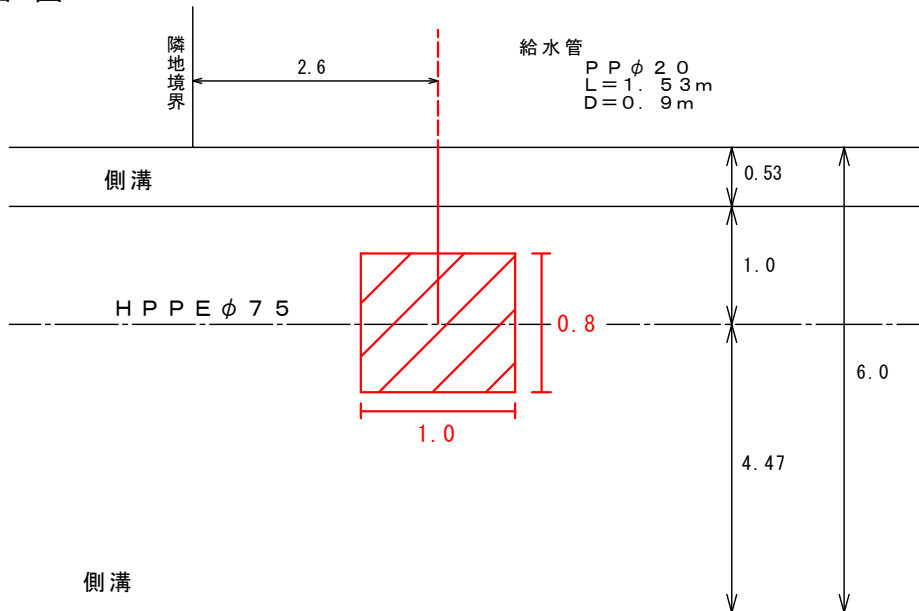
- 備考 1. 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2. 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
3. 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
4. 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※道路占用許可書の写しに添付する
(白黒のコピーで可)

案内図 (位置図) ・ 平面図 ・ 従横断面図 ・ 掘削復旧図 (構造図) 等

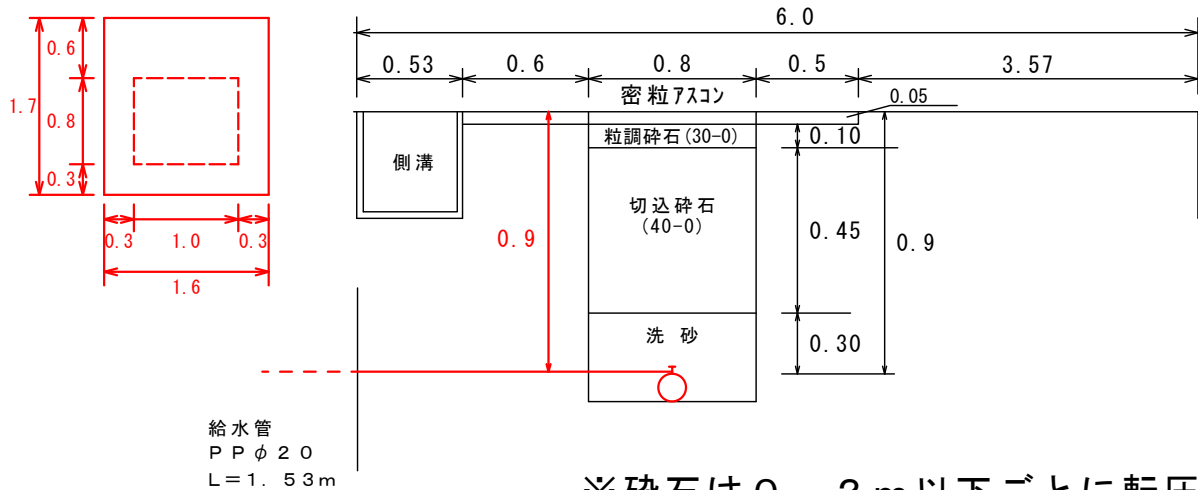


平面図



本復旧平面図

本復旧断面図



※碎石は0.2m以下ごとに転圧
※洗砂は0.3m以下ごとに転圧

6

工事施工書

申込時の記入例

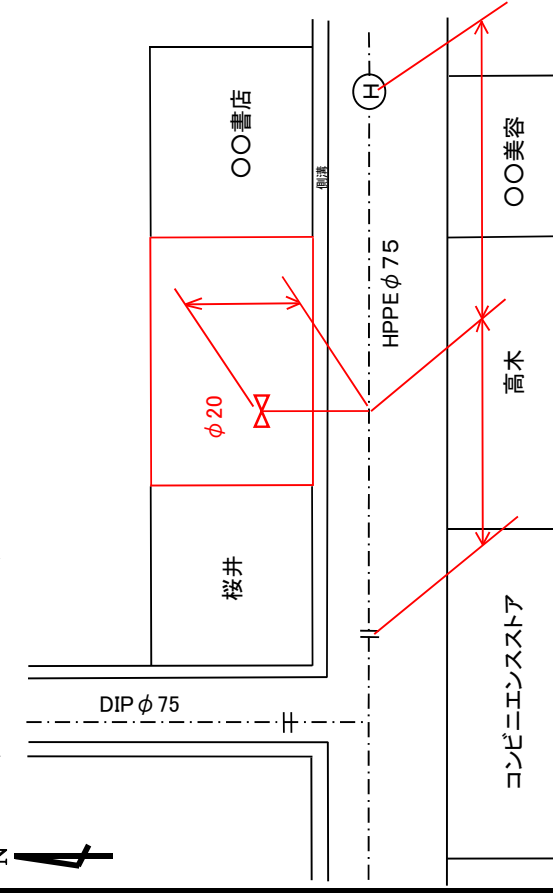
赤で記入してある部分は必ず赤で記入する

立面図

※施工予定日
(入金後に記入)
年 月 日

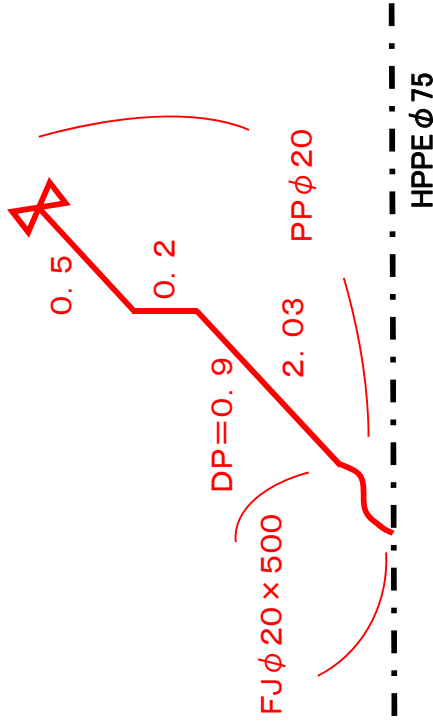
受付	〇年 〇月 〇日	第 1 2 3 4 号
工事ヶ所	今泉 町 二丁目410番地	申込者 氏名 伊勢崎太郎
指定工事業者	(株)〇〇〇設備工業	
	年 月 日 着工	年 月 日 竣工

N 止水栓までのオフセット



注意事項

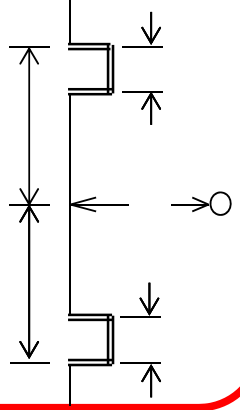
- ・消火栓や制水弁等(サドル付分水栓から近い方)の中心からサドル付分水栓までの寸法引きだし線を記入する
- ・どちらとも100m以内が無い場合、道路や配水管の形状が直線でない場合は、交差点の隅切り(角)、境界杭、下水道マホールの中心等からサドル付分水栓までの寸法引きだし線(2ヶ所以上)を記入する
- ・サドル付分水栓から止水栓までの寸法引きだし線を記入する
- ・受付の日付と番号は申込時に窓口で記入する



注意事項

- ・配水管等の分岐から立ち上がりまでの延長、立ち上がりの延長、立ち上がりから宅内止水栓までの延長等を記入する(切り管延長を記入しない)
- ・一次側給水管深さ(例 DP=0.9等)を立面図に記入する

ここは、工事竣工後に記入する



残留塩素

mg/l

竣工したらオフセット・立面図・掘削面積等を記入し、上下水道局へ5営業日以内に提出

申込時の記入例

案内 図

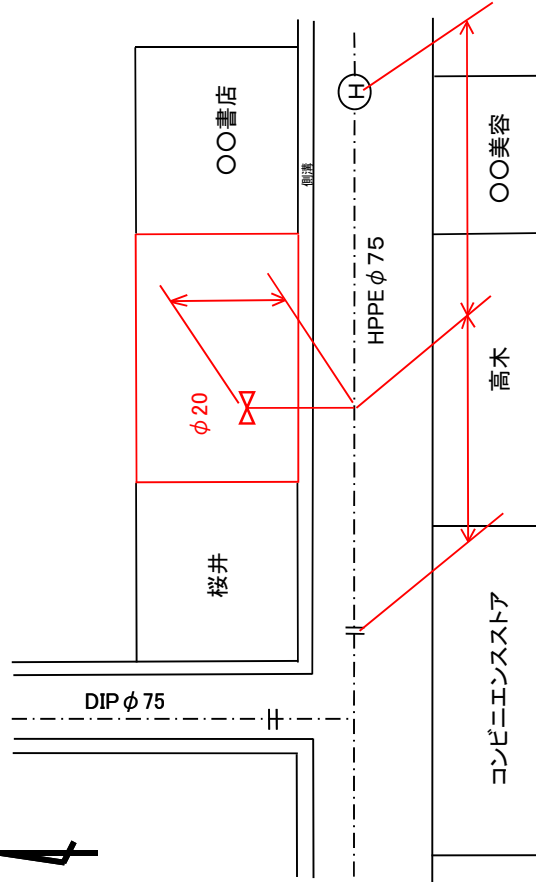
※施工予定日
(入金後に記入)
年 月 日

監督用

工事施工書

受付	○年 ○月 ○日	第 1 2 3 4 号
工事ヶ所	今泉 町 二丁目410番地	申込者 氏名 伊勢崎太郎
指定工事業者	(株)○○○設備工業	
	年 月 日 着工	年 月 日 竣工

N 4 止水栓までのオフセット



赤で記入してある部分は必ず赤で記入する

ここは、申込時に申請場所がわかる地図を記入する

施工後の記入例

工事施工書

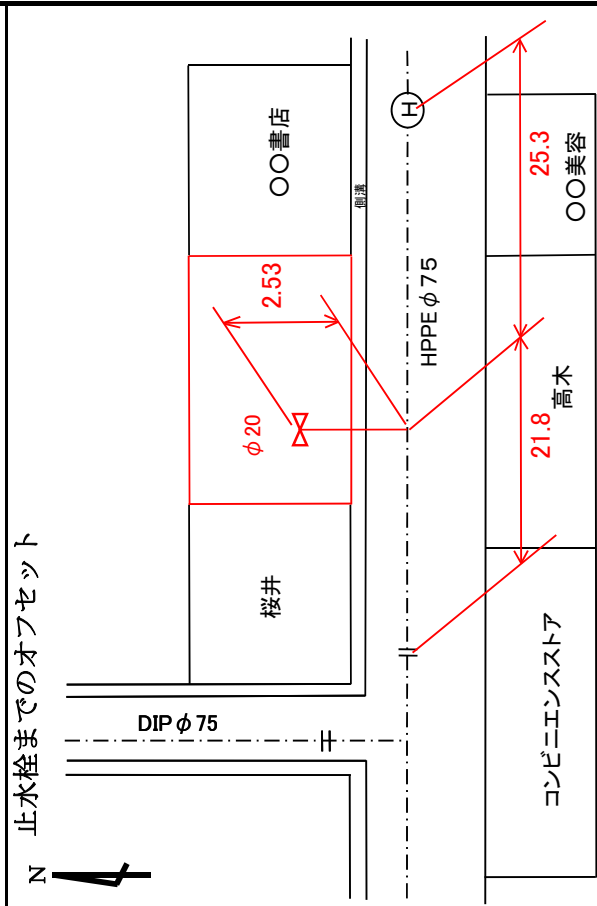
立面図

赤で記入してある部分はず赤で記入する

※施工予定日
(入金後に記入)
○年 ○月 ○日

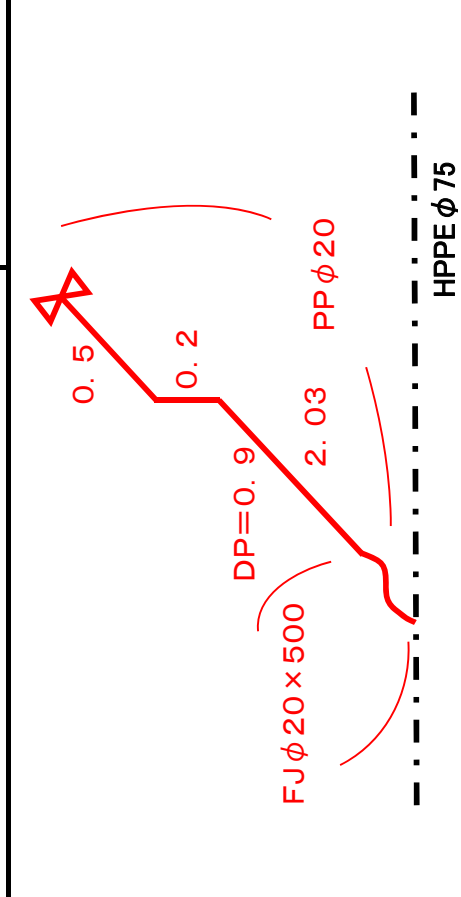
受付 ○年 ○月 ○日 第 1 2 3 4 号
 工事ヶ所 今泉 町 二丁目410番地 申込者 伊勢崎太郎 氏名
 指定工事業者 (株)○○○設備工業

○年 ○月 ○日 着工 ○年 ○月 ○日 竣工
 N 止水栓までのオフセット



注意事項

- 消火栓や制水弁等(サドル付分水栓から近い方)の中心からサドル付分水栓までの距離を記入する
- どちらも100m以内に無い場合、道路や配水管の形状が直線でない場合は、交差点の隅切り(角)、境界杭、下水道マンホールの中心等から分水サドルまでの寸法引きだし線(2ヶ所以上)を記入する
- サドル付分水栓から止水栓までの距離を記入する
- 掘削小穴の寸法を記入する

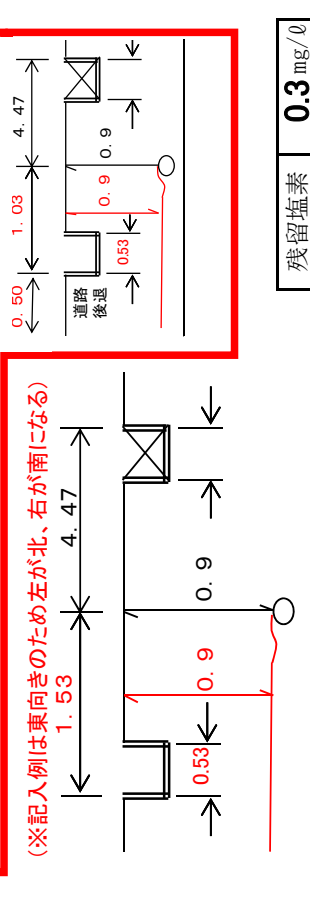


注意事項

- 設計通り施工できなかった場合は図面を修正する
- 切り管延長を記入しない
- 一次側給水管深さ(例 DP=0.9等)を立面図に記入する

注意事項

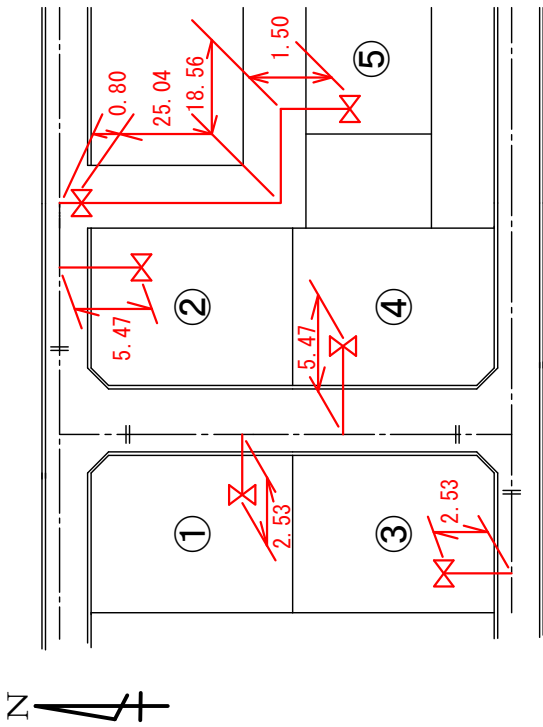
- 道路の断面図には、配水管の土被と官境界からの離れ、側溝や水路等の幅員、給水取り出し管の土被(公道内)を北向きもしくは東向き(※)で記入する
- 水道以外の埋設管や暗渠等がある場合は、名称・埋設深さ・離れ・配管等を記入する
- 側溝等がない場合は、側溝部分に×印を記入する
- 道路後退がある場合は幅員を記入する



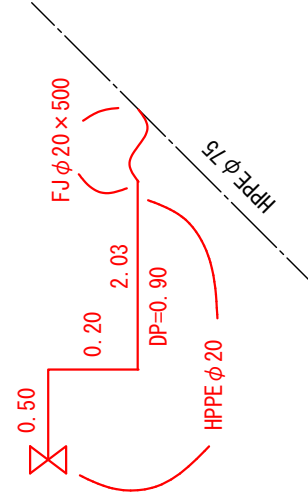
残留塩素 0.3 mg/l

竣工したらオフセット・立面図・掘削面積等を記入し、上下水道局へ5営業日以内に提出

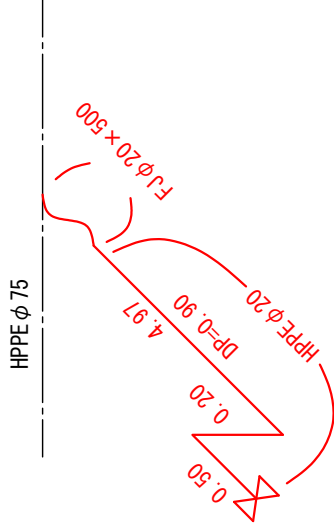
※立断面図記入例



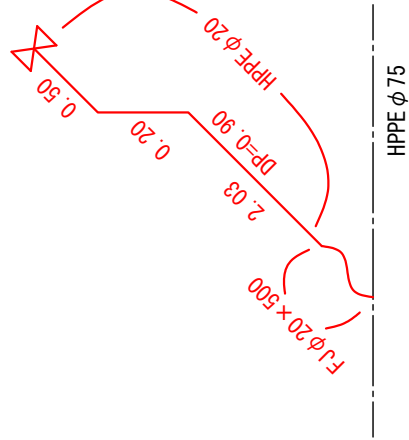
①の場合



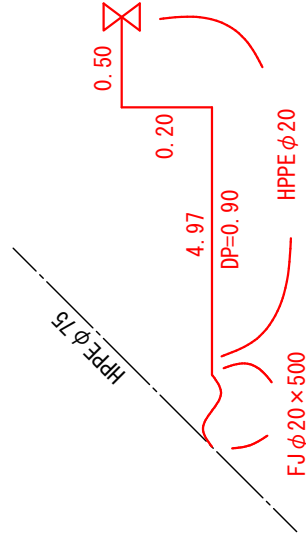
②の場合



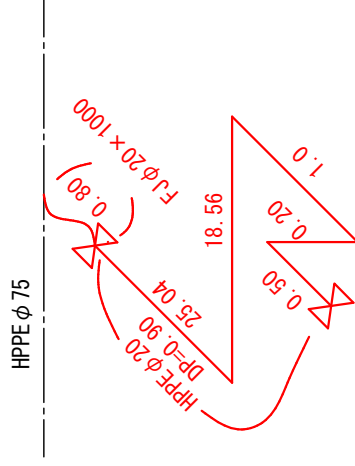
③の場合



④の場合

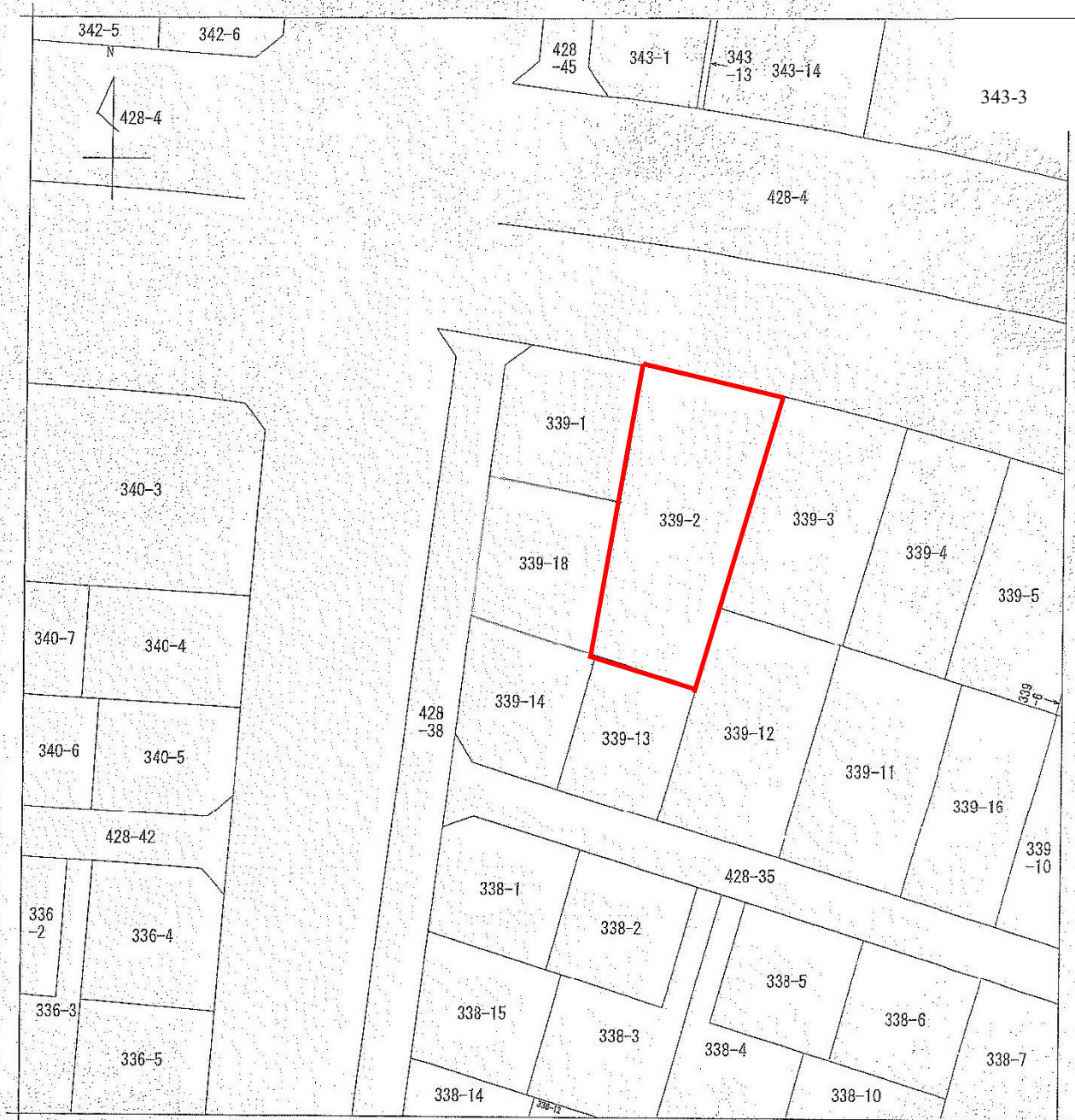


⑤の場合

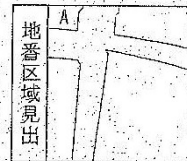


注意事項

- 切り管延長でなく、つないだ管の芯までの寸法を記入。
- 一次側が長い場合、給水管深さ（例 DP=0.90等）も立面図に記入。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在			地番				
出力尺	1/500	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方務局伊勢崎支局管轄)

年 月 日

地方務局 支局

請求番号: 登記官

(1/1)



- ①. 公道取出し
2. 給水主管（アパート・テナント等）
3. 建物内給水管（受水槽・自家水から切り替え）

耐 圧 試 験 報 告 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

（宛先）伊勢崎市長

水道法第25条の10の規定に基づき、下記の通り報告します。

水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）及び、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第1条（耐圧に関する基準）により、別紙写真のとおり検査しました。

受 付 年 月 日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

受 付 番 号 第 〇〇 号

耐圧試験検査年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

検 査 場 所 伊勢崎市〇〇町〇〇番地

所 有 者 名 〇〇 〇〇

以上の結果、水漏れ、変形、破損その他異常ないことを報告いたします。

指定給水装置
工 事 事 業 者 伊勢崎設備工業(株)

給水装置工事
主 任 技 術 者 〇〇 〇〇

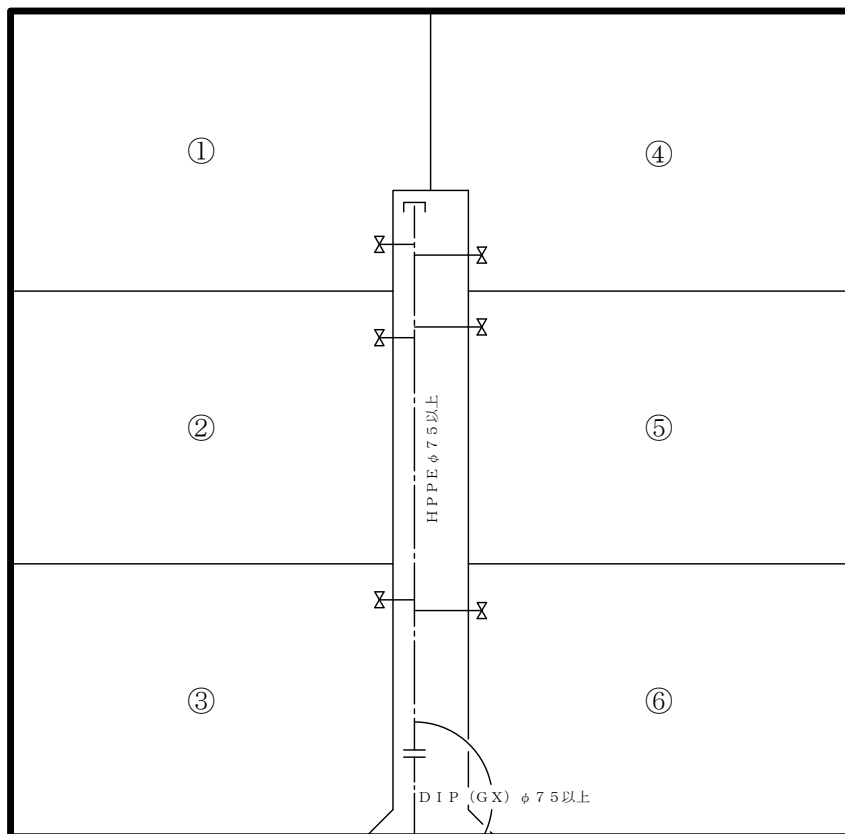
開発行為等における分譲地の給水計画について

1. 取り付け道路及び配水管を伊勢崎市へ帰属（移管）する場合（別図—1 参照）
 - (1) 帰属する配水管は、口径75mm以上で本管仕様にて施工し、出来形管理表、水圧試験報告書、配管台帳（位置図、平面図、配管詳細図、使用材料調書、横断図、オフセット図、撤去平面図）、給水台帳（給水工事設計書、給水工事竣工図）、CD-R等にてデータ（SFC、JWW、PDF）、工事写真、その他必要書類を提出する。
 - (2) 区画毎に、サドル分水栓を使用して口径20mm以上の給水管で取り出し止水栓まで設置する。給水装置工事の申込み時から給水装置として取り扱う。また、メーターボックスを設置される場合は一栓工事とし、全ての区画で水道給水装置工事申込書の提出、加入金、手数料を納入する。
 - (3) 止水栓筐の高さは側溝の高さと同じにする。
 - (4) 帰属をする口径75mm以上の配水管は伊勢崎市上下水道局開発配水管帰属基準に準じて施工する。
 - (5) 給水管については、給水装置工事施工基準に準じて施工する。
 - (6) 帰属する配水管の管種、口径、施工方法等については事前に局担当者と打合せをする。

2. 取り付け道路及び配水管を伊勢崎市へ帰属（移管）しない場合（別図—2 参照）
 - (1) 全ての区画で水道給水装置工事申込書の提出、加入金及び手数料を納入する。
 - (2) 区画毎に口径20mm以上の給水管で取り出しメーターボックスと一栓を設置する。
 - (3) 止水栓筐の高さは側溝の高さと同じにする。
 - (4) 給水管は、給水装置工事施工基準を遵守し施工する。

開発行為等による宅地分譲の場合

別図-1



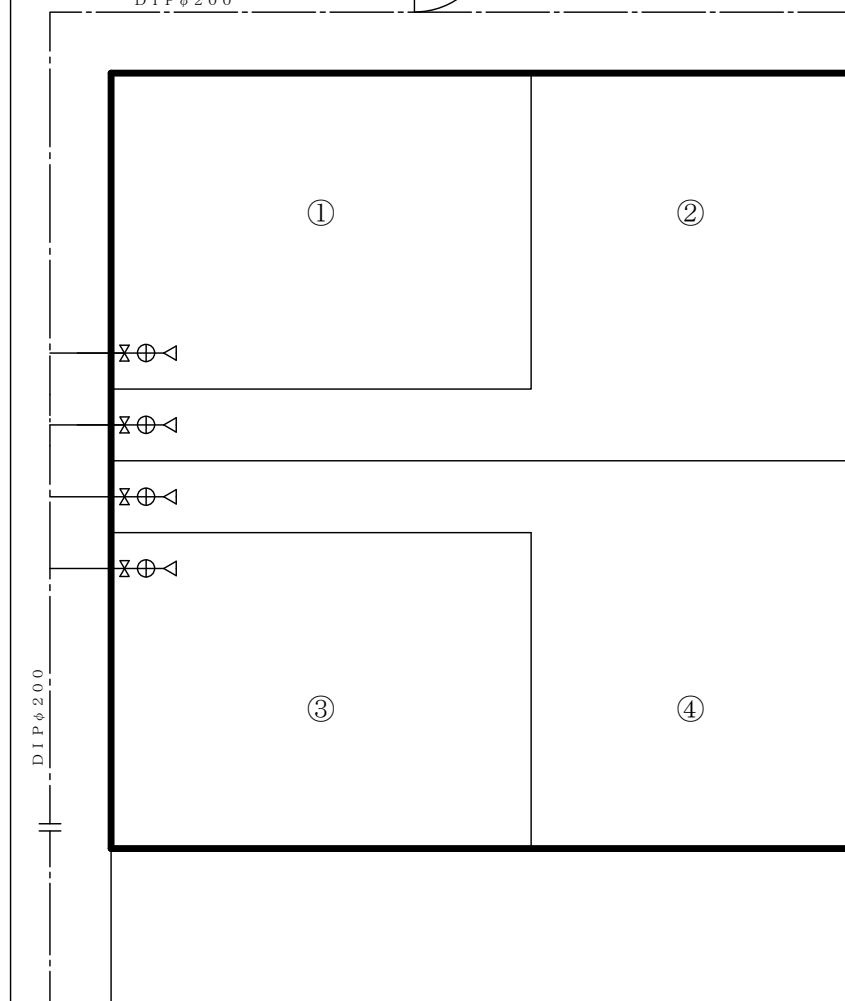
※取付道路及び、給水管を帰属行為（市へ移管）する場合の標準的な給水取り出し状況図

※給水装置工事の申込を分譲後に行う場合：乙止水栓までの施工

※給水管はφ75以上で本管仕様にて施工する

※排泥管は、行き止まり道路に布設延長が30mを超える配水管を布設する場合に設置する

別図-2



※取付道路及び、給水管を帰属行為（市へ移管）しない場合の標準的な給水取り出し状況図（各区分別に取り出しをする）

※各区分ごとに単独にて給水取り出しする

伊勢崎市配水管帰属受入フロー図

※工事の内容によってはフロー図と異なる場合があります。

